

第4次おおいた男女共同参画プラン (素案)

大 分 県

平成27年10月

目 次

計画の策定にあたって	1
(1) 計画策定の趣旨	
(2) 計画の性格	
(3) 計画の期間	
1 総論編	
第1章 社会情勢の変化	2
(1) 国の動き	
(2) 県の動き	
(3) 人口等の変化	
第2章 前計画の評価	7
(1) 指標及び目標値の達成状況	
(2) 平成26年度県民意識調査の結果	
第3章 計画の基本的な考え方	9
(1) 基本理念	
(2) めざす姿	
(3) 総合目標及び基本目標	
(4) 計画の体系	
2 各論編	
基本目標Ⅰ 男女共同参画に向けた意識改革	15
重点目標1 男女の平等と人権を守る環境づくり	
重点目標2 男女共同参画の視点に立った意識改革と社会制度・慣行の見直し	
重点目標3 男性の家事・育児・介護等への参画促進	
重点目標4 男女共同参画を推進し多様な選択を可能にする教育・学習の充実	
基本目標Ⅱ 男女が安心できる生活の確保	26
重点目標1 生涯を通じた健康支援	
重点目標2 ドメスティック・バイオレンス（DV）、性犯罪等の被害者の支援	
重点目標3 女性に対する暴力の予防啓発	
基本目標Ⅲ 女性の活躍の推進	36
重点目標1 政策・方針決定過程への女性の参画拡大	
重点目標2 雇用等の分野における男女共同参画の推進	
重点目標3 ワーク・ライフ・バランスの推進	
重点目標4 活力ある農山漁村の実現に向けた男女共同参画の推進	
重点目標5 男女が共に支える地域づくりの推進	
3 推進体制	53
4 女性活躍推進法に基づく都道府県推進計画	55

計画の策定にあたって

(1) 計画策定の趣旨

男女共同参画社会の実現は、我が国の社会を決定する最重要課題と位置付けられていますが、現実には多くの課題が残っています。

本県では、平成13年(2001年)に「おおいた男女共同参画プラン」を策定、その後、社会経済情勢が変化してきたことから、平成18年(2006年)に「おおいた男女共同参画プラン(改訂版)」を策定、平成23年(2011年)には前計画である「第3次おおいた男女共同参画プラン」を策定し、「固定的な性別役割分担意識」の解消や男女共同参画社会実現のための環境整備に取り組んできました。

さらなる取り組みを推進するため、「第4次おおいた男女共同参画プラン」を策定するものです。

(2) 計画の性格

- ① 「男女共同参画社会基本法」及び「大分県男女共同参画推進条例」に基づく本県の男女共同参画社会の形成を図るための総合的な計画です。
- ② 平成23年(2011年)に策定した「第3次おおいた男女共同参画プラン」を踏まえ、これまでの成果と新たな課題を踏まえた計画です。
- ③ 国の「男女共同参画基本計画」を勘案するとともに、「大分県長期総合計画」や県に関連する各種計画との整合性を図っています。
- ④ 市町村、地域団体、NPO等各種団体、企業や県民がそれぞれの立場から男女共同参画を推進するための指針となる計画です。
- ⑤ 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」第6条に基づく「都道府県推進計画」として策定するものです。

(3) 計画の期間

この計画の期間は、平成28年度(2016年度)から平成32年度(2020年度)までの5年間とします。

1 総論編

第1章 社会情勢の変化

(1) 国の動き

我が国の男女平等の実現に向けた取組は、日本国憲法にその理念が明記されたことが大きな契機となり、戦後の国際社会における取組とも連動しながら、着実に進められてきました。昭和47年「勤労婦人福祉法」制定（後の「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律」）、昭和60年の女子差別撤廃条約の批准を経て、平成11年には、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的として「男女共同参画社会基本法」（平成11年法律第78号。以下「基本法」という。）が制定されました。

基本法では、男女共同参画社会の形成を、「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成すること」と定義しており、基本理念の一つとして男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、政策・方針の立案・決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として行われなければならないとしています。

平成25年に国が示した「日本再興戦略」や「女性活躍加速のための重点方針2015」（平成27年）の中核に「女性の活躍推進」が盛り込まれ、平成27年8月に「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（以下、「女性活躍推進法」という。）が制定されました。女性活躍推進法では、男女がともに、多様な生き方、働き方を実現でき、ゆとりがある豊かで活力あふれる、生産性が高く持続可能な社会の実現を図ることを目指しています。また、これまで事業主の自主的取組に委ねられてきた基本法の「積極的改善措置」や、「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律」（昭和47年法律第113号。以下「男女雇用機会均等法」という。）における「ポジティブ・アクション」を大企業等に義務付けることにより、男女の実質的な機会均等を目指しています。

(2) 県の動き

本県においては平成13年に「おおいた男女共同参画プラン」を策定し、平成14年には大分県男女共同参画推進条例が制定されました。以後、「おおいた男女共同参画プラン」は2度の改定(平成18年、平成23年)を実施しています。また、平成15年に男女共同参画に関する拠点施設として「大分県消費生活・男女共同参画プラザ」を開設し、平成22年には男女共同参画に関する相談・啓発と総合企画業務を一元化し、機能強化を図るため、「県民生活・男女共同参画課」を「大分県消費生活・男女共同参画プラザ（アイネス）」に移転統合し、推進体制の整備を図りました。

県では、平成27年8月に経済団体と連携して「女性が輝くおおいた推進会議」を設置し、女性が働きやすい職場づくり、制度の導入、管理職への登用などを目標とした「女性活躍推進宣言」に取り組んでもらうよう働きかけています。

また、平成27年度を開始年度とする大分県長期総合計画「安心・活力・発展プラン2015」においては、「女性の活躍推進と男女共同参画社会の構築」を掲げており、男女共同参画社会実現のため、女性の活躍という観点からの取組が焦点化されました。

「第4次おおいた男女共同参画プラン」の策定にあたっては、以上の法制度等の動きを勘案します。

＜主な動き＞

年	大分県	国	世界(国連)
1975年 昭和50年		「婦人問題企画推進本部」設置	国際婦人年世界会議(メキシコシティ)「世界行動計画」採択
1976年 昭和51年			国連婦人の10年(昭和60年まで。目標:平等、発展、平和)
1977年 昭和52年		「国内行動計画」策定	
1978年 昭和53年	青少年婦人室、大分県婦人行政企画推進会議(副知事を長とする庁内組織)、大分県婦人問題懇話会(知事の私的諮問機関)		
1979年 昭和54年			国連第34回総会「女子差別撤廃条約」採択
1980年 昭和55年	「婦人の明日をひらく—県内行動計画」		「国連婦人の10年」中間年世界会議(コペンハーゲン)「国連婦人の10年後半期行動プログラム」採択
1985年 昭和60年		「国籍法」改正 「男女雇用機会均等法」公布 「女子差別撤廃条約」批准	「国連婦人の10年」ナイロビ世界会議(西暦2000年に向けての)「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略」採択
1987年 昭和62年			国連経済社会理事会「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略に関する第1回見直しと評価に伴う勧告及び結論」採択
1991年 平成3年	「おおいた女性プラン21」策定	「育児休業法」公布 「西暦2000年に向けての新国内行動計画(第1次改定)」策定	
1993年 平成5年			国連世界人権会議「ウィーン宣言」
1994年 平成6年		「男女共同参画審議会」設置(政令) 「男女共同参画推進本部」設置	
1995年 平成7年		「育児休業法」改正(介護休業制度の法制化)	第4回世界女性会議「北京宣言及び行動綱領」
1996年 平成8年		「男女共同参画ビジョン」答申 「男女共同参画2000年プラン」策定	
1997年 平成9年		「男女共同参画審議会」設置(法律) 「男女雇用機会均等法」改正	
1999年 平成11年		「男女共同参画社会基本法」公布、施行 「児童買春・児童ポルノ禁止法」公布、施行	
2000年 平成12年		「男女共同参画基本計画」閣議決定 「ストーカー行為等の規制等に関する法律」施行	国連特別総会「女性2000年会議」(ニューヨーク)

年	大分県	国	世界(国連)
2001年 平成13年	「おおいた男女共同参画プラン」策定 大分県男女共同参画推進本部設置(知事本部長)	「男女共同参画会議」、「男女共同参画局」設置(内閣府) 「DV防止法」公布・施行 「育児・介護休業法」改正	
2002年 平成14年	大分県男女共同参画推進条例公布・施行 大分県男女共同参画審議会設置		
2003年 平成15年	大分県消費生活・男女共同参画プラザ(アイネス)開設	「次世代育成支援対策推進法」公布、施行	
2004年 平成16年		「DV防止法」改正 (12月2日施行:①配偶者からの暴力の定義が身体的暴力に限定されていたものから言葉や態度などによる精神的暴力も含むこととなった、②元配偶者も保護命令の対象となった。③退去命令の期間が2カ月へ)	
2005年 平成17年	「大分県 DV 対策基本計画」策定	「男女共同参画基本計画(第2次)」閣議決定 「育児・介護休業法」改正	「北京+10」、ジェンダーと開発(GAD)イニシアティブ
2006年 平成18年	「おおいた男女共同参画プラン(改訂版)」策定	「男女雇用機会均等法」改正	第1回東アジア男女共同参画担当大臣会合「東京閣僚共同コミュニケ」
2007年 平成19年		「男女雇用機会均等法」施行(セクハラ防止に配慮する義務が「セクハラ防止措置をとる義務」へと強化) 「DV防止法」改正(平成20年1月施行、電話等を禁止する保護命令(①面会の要求②行動の監視に関する事項を告げること等③著しく粗野・乱暴な言動④無言電話、連続しての電話・ファクシミリ・電子メールほか) 「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」策定	
2009年 平成21年	「大分県 DV 対策基本計画(改定版)」策定、アイネスを配偶者暴力相談支援センターに指定(8月3日)	「育児・介護休業法」改正	(第6回報告に対する)女子差別撤廃委員会からの最終見解
2010年 平成22年	県民生活・男女共同参画課をアイネスに移転・統合	「第3次男女共同参画基本計画」閣議決定(H22.12月)	
2011年 平成23年	「第3次おおいた男女共同参画プラン」策定	「障害者虐待防止法」成立(H24.10月施行) 「第2次犯罪被害者等基本計画」(平成23年3月25日閣議決定)	
2012年 平成24年	「第3次大分県 DV 対策基本計画」策定	「母子家庭の母及び父子家庭の父の就業の支援に関する特別措置法」(H25.3月施行)	

年	大分県	国	世界(国連)
2013年 平成25年		<p>「ストーカー行為等の規制等に関する法律の一部を改正する法律」(連続して電子メールを送信する行為が規制対象に追加、H25.10月全面施行)</p> <p>「子どもの貧困対策の推進に関する法律」(教育支援、生活支援、保護者への就労支援、経済的支援等、H26.1月施行)</p> <p>「障害者差別解消法」(「不当な差別的取扱い」と「合理的配慮をしないこと」、H28.4月施行)</p> <p>「第3次障害者基本計画」(H25.9.27閣議決定)</p> <p>「生活困窮者自立支援法」(自立相談支援、住居確保支援、就労支援ほか、H27.4月施行)</p> <p>「DV防止法」改正(生活の本拠を共にする交際相手からの暴力及び被害者を対象とする、H26.1月施行)</p>	
2014年 平成26年		<p>「児童買春・児童ポルノ禁止法」改正(自己の性的好奇心を満たす目的での児童ポルノ所持への処罰規定、H26.7月施行)</p> <p>「私事性的画像記録の提供等による被害の防止に関する法律」(私事性的画像記録の提供等により私生活の平穏を侵害する行為への処罰規定、12月全面施行)</p>	女子差別撤廃条約実施状況報告(第7回及び第8回報告)
2015年 平成27年	<p>「女性が輝くおおいた推進会議」設立</p> <p>「大分県犯罪被害者等支援推進指針」(仮称)</p>	「女性活躍推進法」成立(H27.9月部分施行、H28.4月全面施行)	

(3) 人口等の変化

○ 人口について

我が国は、既に人口減少社会を迎えています。その流れは今後さらに加速することが見込まれ、国立社会保障・人口問題研究所は、2048年（平成60年）には1億人を切り、2060年（平成72年）の人口は8,673万人になると推計しています。

本県においても、1955年（昭和30年）の127万7,199人をピークに減少傾向にあり、2014年（平成26年）では約117万人となっています。

平成26年2月に実施した「大分県中長期県勢シミュレーション」において、現状のままでは2040年（平成52年）の県人口は95.5万人になると推測しています。

年齢区分別人口で比較してみると、年少人口（15歳未満）が1940年（昭和15年）の約36万人に対し、2040年（平成52年）は約10万人と大きく減少する一方で、老年人口（65歳以上）は1940年（昭和15年）の約6万人から、2040年（平成52年）は約35万人と大幅に増加しています。

○ 就業者数・就業率について

本県の総就業者数は、2010年（平成22年）では約53.2万人ですが、2040年（平成52年）には対2010年（平成22年）比で約11万人、約21%の減少となる見込みです。

産業別就業者数は、2010年（平成22年）では第3次産業が約36.3万人と最も多く、全体の68.2%を占めており、第2次産業が約12.9万人で24.3%、第1次産業が約4.0万人で7.5%となっており、2040年（平成52年）には、第3次産業は緩やかに減少し、第2次産業は減少が進み、第1次産業は1万人台まで減少すると推測しています。

就業率（総就業者数÷15歳以上人口）は、2010年（平成22年）の53.2%が2020年（平成32年）に49.8%となり、その後は、ほぼ横ばいで推移し、2040年（平成52年）には49.4%になると見込まれています。

○ 世帯構成について

各世帯の家族構成を類型別に見てみると、夫婦のみの世帯数及び夫婦と子どもから成る世帯数は、2010年（平成22年）をピークとして減少傾向となり、単独世帯数についても2030年（平成42年）まで増加し、その後減少に向かうと推測しています。また、単独世帯と夫婦のみの世帯の合計割合は増加を続け、2040年（平成52年）には約6割を占める見込みです。

第2章 前計画の評価

(1) 指標及び目標値の達成状況

前計画では、指標として「『男は仕事、女は家庭』という考え方に同意しない人の割合」や「県の審議会等における女性委員の割合」、「放課後児童クラブ設置数」などを施策体系ごとに挙げ、計20項目の目標値を設定し、実施状況の把握に努めてきました。

現時点での達成状況については、平成27年3月末現在で、20項目中6項目について目標を達成しており、達成率は30.0%となっています。



(2) 平成26年度県民意識調査の結果

平成26年8～9月に実施した県民意識調査では、「男は仕事、女は家庭」といった性別によって役割を固定する考え方について、「同感しない」人の割合は52.1%となっており、昭和62年以来初めて5割を超えましたが、まだ1割弱の人が「同感する」と答えており、固定的な性別役割分担意識の解消については大きな変化は見られません。

また、「男女共同参画社会の実現に向けて、県（行政）に望むこと」については、「保育・高齢者・病院等の施設や保育・介護のサービスを充実すること」が全体で49.0%と最も高く、「子育てや介護等でいったん仕事を辞めた人の再就職を支援する」が41.7%、「労働時間の短縮や在宅勤務の普及など男女ともに働き方の見直しを進める」が28.9%の順となっています。

前計画（第3次おおいた男女共同参画プラン） 指標及び目標値 一覧

基本目標Ⅰ 男女共同参画に向けた意識改革

No	指 標	計画策定時の数値		最終年度の数値		目標値 (平成27年度)	担当課・室
		年度		年度			
1	「男は仕事、女は家庭」という考え方に同感しない人の割合	21	45.3%	26	52.1%	65.0%	県民生活・男女共同参画課
2	「男女共同参画」の周知度	21	75.3%	26	65.8%	100.0%	〃
3	学校教育の場において「男女の地位が平等」と感じる人の割合	21	59.5%	26	61.2%	75.0%	〃

基本目標Ⅱ 男女の平等と人権の尊重

No	指 標	計画策定時の数値		直近値		目標値 (平成27年度)	担当課・室
		年度		年度			
4	乳がん検診受診率	21	7.0%	25	27.9%	50.0%	健康対策課
5	薬物乱用防止教室を実施している小・中・高等学校の割合	21	43.5%	26	67.8%	50.0%	薬務室 体育保健課
6	DV被害を何度も受けた人のうち相談した人の割合	21	28.5%	26	37.7%	50.0%	県民生活・男女共同参画課
7	社会全体において「男女の地位が平等」と感じる人の割合	21	14.4%	26	14.4%	30.0%	〃

基本目標Ⅲ 男女共同参画実現のための積極的な環境整備

No	指 標	計画策定時の数値		直近値		目標値 (平成27年度)	担当課・室
		年度		年度			
8	女性委員の割合が40%以上の県の審議会等の割合	21	42.6%	26	53.0%	50.0%	県民生活・男女共同参画課
9	雇用者のうち管理的職業従事者に占める女性の割合	17	4.8%	22	5.8%	7.0%	〃
10	P T Aに父親部会がある小・中学校の割合	21	38.7%	26	47.9%	60.0%	社会教育課
11	放課後児童クラブ設置数	21	233 クラブ	26	275 クラブ (H26.5.1)	273 クラブ	こども子育て支援課
12	「希望した時期や時間に保育サービスを利用できる」と答えた人の割合（就学前児童を持つ親）	21	68.9%	26	64.5%	100.0% (平成26年度)	〃
13	次世代育成支援対策推進法に基づく認定企業数（累計）	21	1 社	26	18 社	10 社 (平成26年度)	労政福祉課
14	30～34歳女性の就業率	19	64.0%	24	68.9%	72.4%	県民生活・男女共同参画課 こども子育て支援課 労政福祉課
15	複数の女性役員がいる農業協同組合の割合	21	12.5%	26	100%	100.0%	団体指導・金融課
16	認定農業者における家族経営協定締結割合	21	26.0%	26	26.5%	36.0%	農山漁村・担い手支援課
17	小地域ネットワーク組織構築自治会数	21	1,946 団体	26	2,703 団体	2,300 団体	地域福祉推進室
18	女性消防団員の割合	21	1.0%	26	1.4%	3.0%	消防保安室

推進体制

No	指 標	計画策定時の数値		直近値		目標値 (平成27年度)	担当課・室
		年度		年度			
19	男女共同参画・女性等を名称に冠した専管課等を設置している市町村の割合	21	11.1%	26	11.1%	33.0%	県民生活・男女共同参画課
20	「男女共同参画」を活動分野としているNPO法人の割合	21	7.4%	26	12.6%	15.0%	〃

第3章 計画の基本的な考え方

(1) 基本理念

本県では、少子高齢化や国際化など社会経済情勢の急激な変化に対応し、社会のあらゆる分野で男女が対等にその個性と能力を遺憾なく発揮できる環境をつくるため、平成14年に「大分県男女共同参画推進条例」を制定、公布しました。

この条例には以下の6つの基本理念が規定されており、この計画についてもこれらの基本理念をもとに策定されています。

① 男女の人権の尊重

男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されること、その他の「男女の人権」が尊重されなければなりません。

② 社会における制度又は慣行についての配慮

社会における制度又は慣行が、固定的な性別役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことが、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあります。

そのため、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければなりません。

③ 政策等の立案及び決定への共同参画

男女が、社会の対等な構成員として、県における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されなければなりません。

④ 家庭生活における活動と他の活動の両立

家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の「家庭生活における活動」について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、それ以外の活動（仕事、学校、地域活動など家庭生活における活動以外の活動）を行うことができるようにしなければなりません。

⑤ 性と生殖に関する健康と権利の尊重

男女が相互の身体の特徴について理解し合うことにより、性と生殖に関する健康と権利を互いに認め合えるようにしなければなりません。

⑥ 国際的協調

男女共同参画の推進が、女子差別撤廃条約、世界女性会議の成果（行動計画等）等の国連活動など、国際社会における取組と密接な関係を有していることから、国際的協調の下に行われなければなりません。

(2) めざす姿

条例に規定された6つの基本理念を元にした「大分県がめざす男女共同参画社会のすがた」は、以下の3つです。

- 固定的な性別役割分担意識のない、男女平等の大分県
- 男女の人権が尊重され、尊厳を持って個人が暮らせる大分県
- 男女が個性と能力を発揮できる、多様性と活力に富んだ大分県

男女共同参画社会が実現すると、次のような暮らしやすい活力ある大分県になります。

<家庭>

- 男性や女性、子ども、高齢者、障がい者も、誰もが家族の一員として尊重され、互いに支え合い、家庭生活を築くことができます。
- 性別にとらわれず子どもの個性と能力を尊重する子育てにより、子どもの多様な生き方を可能にします。
- 男性も家事・育児・介護等に参画し、男女が共に喜びと責任を分かち合うことができます。
- 多様な保育サービスや介護サービスを受け、地域の人に支えられて、男女が共に子育てや介護を行うことができます。
- 男性も女性も、趣味や学習、仕事、ボランティア活動・地域社会への参画等を通じて自己実現を図り、健康で充実した生活を送ることができます。

<地域>

- 男尊女卑や固定的な性別役割分担に基づく慣行が見直され、個人の考え方や行動が尊重されるようになります。
- 幅広い年齢層の男女が様々な活動の企画や方針決定に関わり、豊かで住み良い地域づくりに貢献することができます。
- 地域活動が活発に行われ、子育てや介護などの協力体制が整い、誰もが安心して暮らすことができます。

<働く場>

- 長時間労働などの働き方が見直され、男性も育児休業や介護休業を取るなど、仕事と家庭生活や地域活動が両立できる労働環境が整い、心身共にゆとりと充実感を持って働くことができます。
- 女性も事業の企画や経営の方針決定過程に参画して、女性の能力が活用され、経済活動の創造性が増し、生産性が向上します。
- だれもが働きやすく、多様性に富んだ職場環境になり、個人の能力が最大限に発揮されます。
- 採用、賃金、昇進等の男女差別が解消され、その人の個性、能力、意欲が十分発揮できます。
- 母性健康管理やセクシュアルハラスメント対策、マタニティハラスメント対策等が講じられ、快適な職場環境が整備されます。

(3) 総合目標及び基本目標

この計画の総合目標を「男女共同参画社会の実現」とし、その下に3つの基本目標を定め、さらに基本目標ごとに重点目標を設定しています。

重点目標には、「【現状と課題】」として前計画策定後の5年間での社会経済情勢の動きや新たな課題を記載しています。また、その課題に対する県の取組を「【主な取組】」として記載しています。

総合目標 男女共同参画社会の実現

日本国憲法には個人の尊重と法の下での平等がうたわれています。性別にかかわらず誰もが平等に尊重され、自らの存在に誇りを持ち、心豊かな人生を送ることができる男女共同参画社会の実現を目指します。

基本目標Ⅰ 男女共同参画に向けた意識改革

憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、平成11年には基本法が制定され、男女平等の視点にたって法律や制度が整備されるとともに、学習機会の提供や広報啓発などのさまざまな取組が行われてきました。

平成26年の県民意識調査によると、「男は仕事、女は家庭」という考え方に「同感しない」と回答した人の割合は、全体の5割を超えており、昭和62年の県民意識調査以来、初めて半数を超えましたが、一方で「同感する」と回答した人の割合が約1割を占めており、依然として、家庭・地域・働く場など社会のあらゆる場面で、固定的な性別役割分担意識が根強く残っていると考えられます。

男女が性別にかかわらず、社会の対等な構成員として、その能力を十分に発揮できる社会を実現するためには、固定的な性別役割分担意識を解消し、男女共同参画に関する認識を深め、定着させる取組が必要です。

重点目標1 男女の平等と人権を守る環境づくり

重点目標2 男女共同参画の視点に立った意識改革と社会制度・慣行の見直し

重点目標3 男性の家事・育児・介護等への参画促進

重点目標4 男女共同参画を推進し多様な選択を可能にする教育・学習の充実

基本目標Ⅱ 男女が安心できる生活の確保

男女共同参画社会は、個人が尊重され、誰もが自らの存在に誇りの持てる社会であり、その基礎には男女それぞれの人権の確立があります。しかしながら、人々の意識の中に長い時間をかけて形成された固定的な性別役割分担意識などから、男女が対等な関係にあるとは言い難く、また、性別に起因する人権の問題がいまだに存在しており、それが男女共同参画社会の形成を阻害する大きな要因となっています。

配偶者等からの暴力や性犯罪は重大な人権侵害であり、被害者の人生に深刻な影響を与えます。そこで、被害者の相談支援体制を拡充するとともに、予防啓発による暴力を容認しない意識の浸透に取り組む必要があります。

重点目標1 生涯を通じた健康支援

重点目標2 ドメスティック・バイオレンス(DV)、性犯罪等の被害者の支援

重点目標3 女性に対する暴力の予防啓発

基本目標Ⅲ 女性の活躍の推進

男女共同参画社会は、男女が社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保されなければなりません。しかし、現状では性別による固定的役割分担意識と長時間労働を前提とした労働慣行等により、家事・育児・介護等の多くを女性が担っています。また、女性が仕事や地域活動等を行うための環境が十分整っていないため、女性の社会進出には多くの困難が生じています。

女性の社会参画を進めるためには、仕事と家庭生活の調和が図られるよう家庭・地域・働く場等の環境整備に加え、社会全体で、個人や家族を支援するシステムづくりが求められています。

重点目標1 政策・方針決定過程への女性の参画拡大

重点目標2 雇用等の分野における男女共同参画の推進

重点目標3 ワーク・ライフ・バランスの推進

重点目標4 活力ある農山漁村の実現に向けた男女共同参画の推進

重点目標5 男女が共に支える地域づくりの推進

(4) 計画の体系

第4次おおいた男女共同参画プラン

大分県がめざす
男女共同参画社会のすがた

- 固定的な性別役割分担意識のない、男女平等の大分県
- 男女の人権が尊重され、尊厳を持って個人が暮らせる大分県
- 男女が個性と能力を発揮できる、多様性と活力に富んだ大分県



○ 左に「現行」と表示がある指標は、「第3次おおいた男女共同参画プラン」で採用した指標です。

○ 左に「新規」と表示がある指標は、新たに採用を予定している指標です。

	指 標	計画策定時の		目 標 値 (平成32年度)	指標等の出典	担当課・室	
		年度	数 値				
1	現行	「男は仕事、女は家庭」という考え方に同感しない人の割合	26	52.1%	65.0%	H26 県調べ(意識調査)	県民生活・男女共同参画課
2	現行	社会全体において「男女の地位が平等」と感じる人の割合	26	14.4%	30.0%	H26 県調べ(意識調査)	県民生活・男女共同参画課
3	新規	住民がサロン等交流の場に参加できる自治会の割合	26	52.0%	80.8%	H27 県調べ	地域福祉推進室
4	現行	「男女共同参画」の周知度	26	65.8%	100%	H26 県調べ(意識調査)	県民生活・男女共同参画課
5	新規	6歳未満の子どもを持つ男性の家事・育児関連時間	23	86分	93分	H23 総務省 社会生活基本調査	こども子育て支援課、 県民生活・男女共同参画課
6	現行	学校教育の場において「男女の地位が平等」と感じる人の割合	26	61.2%	75.0%	H26 県調べ(意識調査)	県民生活・男女共同参画課
7	新規	男性の健康寿命	22	69.85歳	71.80歳 (平成31年度)	H22 厚生労働省 健康寿命にかかる将来予測と生活習慣病対策の費用対効果に関する研究	健康対策課
8	新規	女性の健康寿命	22	73.19歳	75.11歳 (平成31年度)	H22 厚生労働省 健康寿命にかかる将来予測と生活習慣病対策の費用対効果に関する研究	健康対策課
9	新規	妊娠中の妊婦の喫煙率	25	4.9%	0.0%	H25 厚生労働科学研究	健康対策課
10	新規	朝食を毎日食べる児童・生徒の割合(小5)	26	90.0%	93.0%	H26 県調べ	体育保健課
11	新規	DV被害を一度でも受けた人のうち相談した人の割合	26	24.6%	50.0%	H26 県調べ(意識調査)	県民生活・男女共同参画課
12	新規	性犯罪・性暴力対策ワンストップ支援センター大分(仮称)の認知度	27	0.0%	50.0%	H27 県調べ	県民生活・男女共同参画課
13	現行	女性委員の割合が40%以上の県の審議会等の割合	26	53.0%	59.0%	H26 県調べ	県民生活・男女共同参画課
14	現行	雇用者のうち管理的職業従事者に占める女性の割合(従業員100名以上の企業)	22	5.8%	7.7%	H22 総務省 国勢調査(第3次基本集計、大分県、統計表2)	県民生活・男女共同参画課
15	現行	30～39歳女性の就業率	24	68.6%	73.9%	H24 総務省 就業構造基本調査	県民生活・男女共同参画課、 こども子育て支援課、 労政福祉課、雇用・人材育成課
16	新規	女性が輝くおおいた推進会議の女性活躍宣言企業数	26	0社	136社	H27 県調べ	県民生活・男女共同参画課
17	新規	職場において「男女の地位が平等」と感じる人の割合	26	19.6%	30.0%	H26 県調べ(意識調査)	県民生活・男女共同参画課
18	現行	次世代育成支援対策推進法に基づく認定企業数	26	18社	50社	H26 県調べ	労政福祉課
19	新規	病児・病後児保育実施施設数	26	20か所	32か所	H26 県調べ	こども子育て支援課
20	新規	新たに認定する女性農業経営士数	27	0人	60人	H27 県調べ	農山漁村・担い手支援課
21	現行	「男女共同参画」を活動分野としているNPO法人の割合	26	12.6%	15.0%	H26 県調べ	県民生活・男女共同参画課
22	現行	女性消防団員の割合	26	1.4%	3.0%	H26 県調べ	消防保安室
23	新規	「大分県消費生活・男女共同参画プラザ(アイネス)」の周知度	26	55.7%	100%	県調べ(H26 意識調査)	県民生活・男女共同参画課
24	現行	男女共同参画・女性等を名称に冠した主として男女共同参画を担当する課・室等を設置している市町村の割合	27	11.1%	33.0%	H27 県調べ	県民生活・男女共同参画課

2 各論編

基本目標Ⅰ 男女共同参画に向けた意識改革

重点目標1 男女の平等と人権を守る環境づくり

【現状と課題】

- 家庭・地域・働く場において「男性だから」、「女性だから」といった固定的な性別役割分担意識が原因で、その人の能力や個性が十分に発揮できない状況があるため、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、多様性と活力に富んだ社会づくりが求められます。
- メディアが社会に与える影響は極めて大きいことから、幼児や高齢者に至る幅広い年齢層にとって分かりやすいものとするにより、男女共同参画の正しい理解を促すことが必要です。
- 「人権に関する県民意識調査」では、性別による固定的役割分担意識の解消が進んでいることがうかがえます。引き続き多様なあり方を認める意識の啓発に努める必要があります。
- セクシュアルハラスメントやドメスティック・バイオレンス、性犯罪等の背景には女性を軽視する意識があると考えられます。女性の人権を尊重する啓発の推進が必要です。
- 異性愛者以外の性的指向や性同一性障害を有することを理由として困難な状況に置かれている人々に対し、人権尊重の観点からの配慮が必要です。
- 少子高齢化の進行に伴う人口減少社会の到来や社会的孤立者の増加を踏まえ、「自助・互助」、「共助」、「公助」それぞれの最適な組合せによる地域のつながりの構築が求められています。
- 特に「自助・互助」、「共助」の推進には、年齢や性別、障がいの有無に関わらず、地域社会を構成する全ての県民の、担い手としての意識と行動が不可欠です。
- 今後も年金の支給開始年齢が3年に1歳ずつ引き上げられます。
- 65歳までの継続雇用は確保されましたが、元気で活躍したい高齢者のニーズに応えるためにも、70歳以上まで働ける企業の普及・啓発が必要です。
- ひとり親家庭は、経済的負担だけでなく、母又は父親が就業、家事や子育てを一人で担っていることが多いため、精神的にも肉体的にも負担が大きくなっています。
- 子どもの貧困率が諸外国に比べて高いことや、生活保護世帯の子どもの高等学校等進学率が低いこと、世代を超えた貧困の連鎖の問題など、子どもの貧困問題への対応が求められています。
- 障がいの有無により分け隔てられることのない共生社会の実現を目指し、障がい者が地域で安心・自立した生活を送れるようサービス提供基盤の整備や住まい・働く場の確保、文化芸術・スポーツ等を通じた社会参加の推進が必要です。
- 大分県男女共同参画推進条例において「国際的強調」を基本理念の一つに掲げており、国連を始めとする国際的な女性の地位向上に係る取組の動向、成果及び経験を十分に活かしていく必要があります。

【主な取組】

(1) 家庭・地域・働く場における固定的な性別役割分担の是正

- ① 固定的な性別役割分担意識の解消に向けて、特に男性や若年層・高年層の意識を変えるための広報・啓発活動の充実を図ります。
＜県民生活・男女共同参画課＞
- ② 家庭・地域・働く場での固定的な性別役割分担の是正を図るための意識啓発を行います。
＜県民生活・男女共同参画課、人権・同和対策課、関係課・室＞

- ③ 県の審議会や意識調査等により、女性が抱える複合的人権課題の把握に努めます。
＜人権・同和対策課、関係課・室＞
- ④ 学校教育や社会教育における研修を通じて、固定的な性別役割分担の是正についての理解を促進します。
＜人権・同和教育課＞
- ⑤ 男女共同参画社会の実現に向け実施される公民館等における各種学級やPTAにおける研修を積極的に支援します。
＜人権・同和教育課、社会教育課＞

(2) メディアにおける女性の人権の尊重

- ① メディアに対し、固定的な性別役割分担意識の解消、女性や子どもの人権の尊重など、男女共同参画についての理解を深め、積極的にその推進において役割を担うよう理解と協力を求めます。
＜県民生活・男女共同参画課＞
- ② 男女共同参画についての正しい理解を促進するため、メディアを通じた広報・啓発を進めます。
＜県民生活・男女共同参画課＞
- ③ 県が作成する広報・出版物において、男女共同参画の視点の趣旨を正しく理解し、適切な広報活動を行うことを促進します。
＜県民生活・男女共同参画課、関係課・室＞

(3) 貧困、高齢、障がい等により困難を抱えた人の人権尊重の意識の浸透

- ① サロン等交流の場は、地域の見守りや支え合い活動の中核を担うことから、更なる活性化や関わる人材の育成等に取り組み、住民同士が支え合い、見守りを実施する「孤立ゼロ社会」の実現を推進します。
＜地域福祉推進室＞
- ② ユニバーサルデザインの考え方を基本として、年齢や障がいの有無、性別などにかかわらず、誰もが社会のさまざまな活動に参加できるようなユニバーサル社会の実現を目指します。
＜地域福祉推進室＞
- ③ 子どもの貧困対策に関する計画に基づき、子どもたちへの教育・生活の支援や、保護者に対する就労支援、経済的支援などの総合的な対策を推進します。
＜こども子育て支援課＞
- ④ 大分県ひとり親家庭等自立促進計画（第3次計画）に基づき、子育て・生活支援、就業支援、経済的支援、養育費確保対策等を総合的・複合的にを行います。
＜こども子育て支援課＞
- ⑤ 高齢期を健康で、豊に過ごすため、スポーツ、芸術、文化活動などに参加し、ふれあいや学ぶ機会の充実を図ります。
＜高齢者福祉課＞
- ⑥ 県下全域でのシルバー人材センターの設置を関係機関と連携しながら進めるとともに、高齢者の臨時的・短期的な就業機会の確保を図ります。また、育児支援分野や福祉分野など女性会員の就業拡大について支援します。
＜雇用・人材育成課＞

- ⑦ 企業向けセミナーや職場環境の改善など高齢者が活躍する職場づくりや仕組みづくりにより、70歳現役社会実現を目指します。 <雇用・人材育成課>
- ⑧ 消費生活に必要な情報、知識及び相談窓口などをさまざまな広報媒体を活用して情報提供を行うとともに、高齢者向け啓発資料の作成、高齢者が気軽に参加することのできる啓発講座の開催など、高齢者の自立に向けた支援を行います。 <県民生活・男女共同参画課>
- ⑨ 高齢者の消費者被害の未然防止・拡大防止を図るため、高齢者と接する機会の多い地域の人たちの協力を得ながら、適切な相談は支援機関につなぐとともに、高齢者を地域みんなで見守るしくみ作りに努めます。 <県民生活・男女共同参画課>
- ⑩ 高齢者が運転免許証を自主的に返納しやすい環境を整備するため、70歳以上の運転免許自主返納者を対象に買い物料金の割引等の支援を行います。 <生活環境企画課>
- ⑪ 高齢者、障がい者等が県政情報を得やすいよう、広報テレビ番組における手話通訳や文字放送の実施、点字広報誌の発行、広報誌の音訳テープ貸出などを行い、情報の充実強化を図ります。 <広報広聴課>
- ⑫ 虐待防止キャンペーン等による普及啓発や研修会の開催により、意識啓発や関係者の資質向上を支援します。また、平成28年4月からの障害者差別解消法の施行に伴い、国の動きを十分に踏まえながら、県においても差別の解消に資する条例の制定等により、障がい者に対する理解の促進と権利擁護の推進を図ります。 <障害福祉課>
- ⑬ 障がいのある人とない人がお互いに理解し合い地域で共生しながら、生活をより豊かに充実させるため、芸術文化・スポーツの振興、社会参加や交流活動の推進を図ります。 <障害福祉課>
- ⑭ 社会的自立に困難を有する青少年等を支援するため、青少年自立支援センター等の関係機関をワンストップ化して開設した「おおいた青少年総合相談所」の利用促進を図るとともに、支援機関・団体によるネットワークの充実に努めます。 <私学振興・青少年課>
- ⑮ 問題を抱える青少年やその家族が、身近な地域社会で必要な支援を受けられるようNPOとの協働を推進します。 <私学振興・青少年課>
- ⑯ 県ホームページについて、高齢者、子ども、障がい者などさまざまな人々が支障なく閲覧・利用しやすいよう整備に努めるとともに、外国語サイトを充実させるなど、バリアフリー化を図ります。 <広報広聴課>

(4) 国際的取組への協調

- ① 男女共同参画社会の実現に向けた国際的な取組について、情報提供を行います。 <県民生活・男女共同参画課>
- ② 女子差別撤廃条約を始めとする男女共同参画に関連の深い各種条約、国連婦人の地位委員会等の国際会議における議論等、女性の地位向上のための国際規範・基準について県民の理解を促すよう学習機会を提供します。 <県民生活・男女共同参画課>

【指標及び目標値】

指 標	計画策定時の数値		目標値 (平成 32 年度)
	(年度)		
「男は仕事、女は家庭」という考え方に同感しない人の割合	26	52.1%	65.0%
社会全体において「男女の地位が平等」と感じる人の割合	26	14.4%	30.0%
住民がサロン等交流の場に参加できる自治会の割合	26	52.0%	80.8%

※「社会全体において『男女の地位が平等』と感じる人の割合」とは、県内に居住する 20 歳以上の男女 3,000 人を対象とした意識調査結果によるものです。

固定的な性別役割分担意識

男女を問わず個人の能力等によって役割の分担を決めることが適当であるにもかかわらず、男性、女性という性別を理由として、役割を固定的に分けることをいいます。

「男は仕事・女は家庭」、「男性は主要な業務・女性は補助的業務」等は固定的な考え方により、男性・女性の役割を決めている例です。

平成 26 年に実施しました「男女共同参画社会づくりのための意識調査」では、「『男は仕事、女は家庭』という考え方に同感しない人の割合」は、52.1%となっており、昭和 62 年以来初めて 5 割を超えました。

基本目標Ⅰ 男女共同参画に向けた意識改革

重点目標Ⅱ 男女共同参画の視点に立った意識改革と社会制度・慣行の見直し

【現状と課題】

- 「男は仕事、女は家庭」といった、固定的な性別役割分担意識は直接・間接的に社会のあらゆる場面で男女の健康問題、人権侵害、暴力に結びつくことがあるため、その意識の解消を目指し、今後も全県的な広がりを持った広報・啓発活動を展開する必要があります。
- 男女の社会における活動やライフスタイルが多様化する中で、様々な社会制度や慣行を男女共同参画の視点に立って、男女ともに柔軟な選択ができるよう県民意識調査の実施や統計情報の収集・整備・提供を積極的に行い、状況を客観的に把握し、見直すことが求められています。
- 働く場においては、依然として性別役割分担意識が根強いいため、性による差別意識解消を図る必要があります。

【主な取組】

(1) 全県的な広がりを持った広報・啓発の充実・強化

- ① 市町村、女性団体、NPO、経済団体、マスメディア、教育関係団体等と連携・協働し、男女共同参画社会づくりに向けて全県的な広がりを持った広報・啓発活動の充実・強化を図ります。
＜県民生活・男女共同参画課、関係課・室＞
- ② 男女共同参画週間、人権啓発イベント等の多様な機会を捉えて、男女共同参画の理念を浸透させる行事を実施します。
＜県民生活・男女共同参画課、労政福祉課、人権・同和対策課＞
- ③ 男女を問わず、子どもや若年層、高年層に対して講座の開催や啓発誌の作成、携帯電話用ホームページの開設等を通じて広報・啓発の充実に努めます。
＜県民生活・男女共同参画課＞
- ④ 少子化の現状とその影響、子どもを取り巻く状況などについて県民の理解を深めるとともに、子どもの成長と子育てを社会全体で支えるための意識づくりに努めます。
＜こども子育て支援課＞

(2) 家庭・地域・働く場等における社会制度・慣行の見直し

- ① 家庭・地域・働く場など社会の様々な場面における慣行について、男女の社会活動やライフスタイルの選択に対して中立に機能しないものについて、見直しを呼びかけます。
＜県民生活・男女共同参画課＞
- ② 税制、社会保障制度、家族法制等について、男女の社会活動やライフスタイルの選択に対して中立に機能しないものを見直す機運を醸成するため、県民が理解を深められるよう、情報提供や啓発を行います。
＜県民生活・男女共同参画課＞
- ③ 働く場での性による差別解消を図るため、事業主や労働者に対し、労働講座・出前講座の開催や広報誌等を通じて男女共同参画の幅広い啓発に努めます。
＜労政福祉課＞

(3) 男女共同参画にかかる調査の実施、情報の収集・整備・提供

- ① 男女共同参画の推進にかかる国内外の情報の収集・提供を行います。
＜県民生活・男女共同参画課＞
- ② 男女共同参画を担う人材や団体の情報の収集・整備・提供を行います。
＜県民生活・男女共同参画課＞
- ③ 男女共同参画をめぐる現状や県民意識を把握するため、県民意識調査等を行います。
＜県民生活・男女共同参画課、関係課・室＞
- ④ 各種統計情報等の性別・年代別データの収集・提供に努めます。
＜県民生活・男女共同参画課、関係課・室＞

【指標及び目標値】

指 標	計画策定時の数値		目標値 (平成 32 年度)
	(年度)		
「男女共同参画」の周知度	26	65.8%	100%

男女共同参画週間行事の取組の紹介

毎年、6月23日から29日までの一週間を「男女共同参画週間」とし、県民の皆さんの意識を深めるための啓発事業として、県内各市町村で街頭キャンペーンを行っています。

また、男女共同参画週間行事として「アイネス男女共同参画フェスタ」を開催し、講演会やワークショップ、パネル展示なども行っています。



基本目標Ⅰ 男女共同参画に向けた意識改革

重点目標3 男性の家事・育児・介護等への参画促進

【現状と課題】

- 男性の家事・育児等への参画に対する意識が少しずつ変化してはいるものの、現実には男性の育児をはじめとした家庭生活や地域活動への参画が進んでいない現状も見受けられます。今後は、男性自身の意識だけではなく、家庭・地域・職場などの周囲の意識を変革し、男性がそれらの活動を前向きにとらえ、積極的に参画できるような社会づくりが求められます。
- 労働者1人あたりの年間総実労働時間は減少傾向にありますが、パートタイム労働者の増加によるものと考えられ、一般労働者は2,000時間前後で高止まりしています。
- 年次有給休暇は、付与日数が長期的に微増しているものの、取得日数は横ばいで、近年5割を下回る水準で推移しています。また、年次有給休暇をほとんど取得していない労働者は長時間労働者の比率が高い傾向にあるという調査結果があります。労働時間の短縮と年次有給休暇の取得を促進するための対策が必要です。

【主な取組】

(1) 長時間労働などの働き方の見直し

- ① 長時間労働などの働き方の見直しに向けた男女共同参画の意義についての理解を促進するとともに、男性の固定的な性別役割分担意識を解消するために意識啓発を行います。
＜県民生活・男女共同参画課＞
- ② 過労死等の防止のための対策に関する大綱に基づき、労働局等と連携して、生活時間に配慮した労働時間の設定改善、長時間にわたる時間外労働の是正、柔軟な働き方が選択可能な勤務制度、年次有給休暇の取得推進等に努めます。
＜労政福祉課＞

(2) 家庭における男性の参画促進

- ① 男性が家事や育児を主体的に行うことの意義や大切さについて理解が広まるよう、広報・啓発を行うとともに、男性の家事や育児のスキルアップを図る取組を推進します。
＜こども子育て支援課＞
- ② 家庭や地域においていきいきと活躍する男性のロールモデルの発掘を行い、活躍事例を積極的に発信します。
＜県民生活・男女共同参画課＞
- ③ 男性の子育て・介護・地域への参画を促進するため、労働局、使用者団体等と連携して、事業主に対し、次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画の策定指導を行うとともに、働きやすい職場環境の整備を支援します。
＜労政福祉課＞

(3) 地域社会における男性の参画促進

- ① 父親の家庭教育への主体的な参加を促すため、父親対象の研修会の実施、父親のPTA活動や学校行事等への参加の重要性を啓発します。
＜社会教育課＞

【指標及び目標値】

指 標	計画策定時の数値		目標値 (平成 32 年度)
	(年度)		
6 歳未満の子どもを持つ男性の家事・育児 関連時間	23	86 分	93 分

※1 日当たりの平均時間をいう。

楽しむ イクボン

「育児って何をしたいのかわからない。仕事も忙しいから時間もないよ…」、そのような不安を抱えるこれから父親になる、また父親になったばかりの男性に、妻（母親）へのサポート、父親としての育児への参画、イクメンライフの楽しみ方をわかりやすく記載したガイドブックです。

イクメンになるためのヒントを妊娠・出産・育児のステージ毎にまとめるとともに、育児休業制度や子育て支援サービス、子育ての相談窓口なども記載しています。



CONTENTS

<p>4 妊娠篇 「妻がママに、僕はパパになる！」の巻</p> <p>5…強くて優しいサポーターになるのだ！ 7…妊娠ママを実体験☆ パパができる5つのサポート</p>	<p>10 出産篇 「ついにお産が…慌てちゃダメよ」の巻</p> <p>11…いよいよ出産の時が来た！ 13…ごんにちね、赤ちゃん！ イクメンライフの本番スタート！ 15…産後のママは安静に 手続き・届け出はパパにおまかせ！</p>
<p>18 育児篇 「笑って、泣いてエンジョイ子育て」の巻</p> <p>19…沐浴・ミルク・おむつ替え 三大登竜門にチャレンジ！ 21…シアワセな瞬間の連続！パパも育児奮闘期に突入 25…イクボン流、パパと遊ぼう！ 27…「もしも」の時でも焦らないで！ 子どものケガ・事故に備える</p>	<p>30 育児レポート 密着！ 育児休業パパの1日</p> <p>興味はあるけど、どうやって取るの？</p>
<p>35 もっとエンジョイ、イクメンライフ</p> <p>35…パパのファッション大研究 37…育児アイテムピックアップ 38…パパの名にかけて！「今だけ」の瞬間をワンランク上のテクニックで記録しよう</p>	<p>33 育児休業制度の利用法/ワーク・ライフ・バランスって？</p> <p>39 子育てパパ・ママのための支援サービス</p> <p>41 子育てパパのための相談窓口</p>

COLUMN

9 チャート式パパタイプ	29 ママに本書を聞きました
17 ちょっと気になる出産前後のセックス	

基本目標Ⅰ 男女共同参画に向けた意識改革

重点目標4 男女共同参画を推進し多様な選択を可能にする教育・学習の充実

【現状と課題】

- 男女共同参画社会を実現するためには、男女がお互いの個性や意思を尊重しながら自立の意識を有することが不可欠であり、人権尊重・男女平等の意識を育てる基礎となる教育・学習の役割がとて重要です。
- 県民意識調査によると、男女の地位は平等であると感じている人の割合は、「学校教育の場」が61.2%で最も高い結果となっています。
- 今後も学校教育において、児童生徒が自立と思いやりの意識を育み、個人の尊厳と男女平等の理念を推進する教育・学習の充実を図る必要があります。
- 児童生徒の生き方、能力、適正を考え、固定的な性別役割分担にとらわれず、主体的に進路を推進する能力・態度を身につけるよう、男女共同参画の視点を踏まえたキャリア教育を推進します。
- 科学技術・学術分野における女性研究者の割合は諸外国に比べ、いまだ低水準にとどまっています。
- 科学技術・学術分野における女性の増大に向けて、次代を担う女性の科学技術人材を育成していくため、女子中高生、保護者、教員等に対し、理工系選択のメリットに関する意識啓発、理工系分野の仕事内容、働き方及び理工系出身者のキャリアに関する理解を促すなど、キャリア教育の推進を図る必要があります。
- 学校における政策・方針決定過程に女性が参画することは、男女共同参画社会を実現するためには重要です。
- 女性にとって能力を発揮しやすい職場環境をつくる上でも大切なことから、政策・方針決定過程への女性の参画を引き続き促進していく必要があります。

【主な取組】

(1) 男女平等を推進する教育・学習の充実

- ① 男女共同参画の意識を高め、固定的な性別役割分担にとらわれない意識が醸成されるよう、地域における学習機会の提供を促進します。 <社会教育課>
- ② 児童生徒の段階から、男女を問わず一人ひとりが健全な食生活を実現するための能力を養成する観点からの食育を推進します。 <体育保健課>
- ③ 男女がその健康状態や性差に応じて適切に自己管理できるよう、学校において健康教育やエイズ・性感染症の予防などの性に関する指導を推進します。 <体育保健課>
- ④ 学校長をはじめとする教職員が男女共同参画の理念を理解し、男女共同参画意識を高めることができるよう、計画的・体系的な研修を実施していきます。 <教育人事課>

(2) 多様な選択を可能にする教育・能力開発・学習機会の充実

- ① 男女がともに、各人の生き方、能力、適正を考え、固定的な性別役割分担意識にとらわれず、主体的に進路を選択する能力を身に付けられるよう、男女共同参画の視点を踏まえた啓発を推進します。 <県民生活・男女共同参画課>

- ② 児童生徒が、主体的に自己の進路を選択・決定できる能力や望ましい勤労、職業観を身に付けられるようキャリア教育を推進します。また、理工系分野への選択促進及び理工系人材の育成を目指して、女子生徒、保護者及び教員の理工系分野に関する理解を促進します。
＜義務教育課、高校教育課、特別支援教育課＞
- ③ 小・中・高等学校で一貫したキャリア教育を行うための指導内容・方法等の改善・充実を一層図ります。
＜義務教育課、高校教育課、特別支援教育課＞
- ④ インターネットを活用した多様なメディアにより、男女共同参画に係る県内の様々な学習機会情報の提供に努めます。
＜社会教育課＞
- ⑤ 主体的に進路を選択する能力を身に付けられるよう、高等技術専門校での質の高い職業訓練やさまざまな民間機関を活用した多様な職業訓練機会を提供します。
＜雇用・人材育成課＞
- ⑥ 次代を担う子どもたちが個性と能力を発揮できるように育つよう、子どもの頃から、男女共同参画の理解を促進し、将来を見通した自己形成ができるよう取組を進めます。
＜義務教育課、高校教育課、特別支援教育課＞
- ⑦ 性別に関わりなく誰もが主体的な生き方を選択でき、充実した人生を送ることができるよう、人権教育推進に携わる指導者の養成を進めるとともに、公民館等の講座において、女性をめぐる人権問題の学習機会・内容の充実を図ります。
＜人権・同和教育課＞
- ⑧ 子どもが健全に育つため、メディア・リテラシーの向上や望ましい人間関係の構築のための教育・学習を充実させます。
＜教育財務課、義務教育課、高校教育課＞
- ⑨ 高齢者をはじめ地域住民が今まで学んできた知恵や経験を生かし、学校教育活動の支援や放課後や土曜日等の子どもの体験・学習活動等を支援する体制づくりを推進します。
＜社会教育課＞

(3) 学校教育の分野における政策・方針決定過程への女性の参画の拡大

- ① 学校において、女性が能力を発揮しやすく、管理職選考試験を受けやすい環境整備に努めます。
＜教育人事課＞

【指標及び目標値】

指 標	計画策定時の数値		目標値 (平成 32 年度)
	(年度)		
学校教育の場において「男女の地位が平等」と感じる人の割合	26	61.2%	75.0%

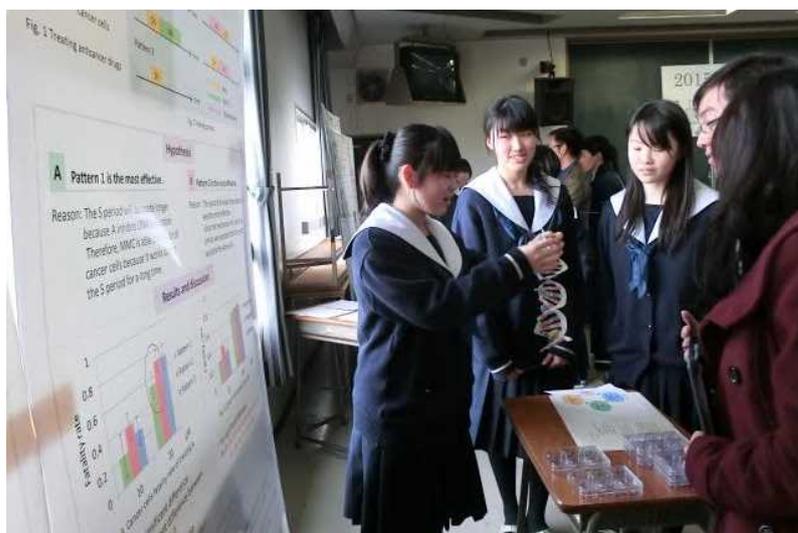
※県内に居住する 20 歳以上の男女 3,000 人を対象とした意識調査結果によるものです。

女子の理工系分野を視野に入れたキャリア教育

理工系分野の女性研究者・技術者を確保するためには、小・中・高等学校において、科学技術に興味を持つ女子児童・生徒を増やす必要があります。

高等学校では、スーパーサイエンス・ハイスクール（SSH）等の取組から、理数教育の教科を通じて、女子生徒の科学技術に関する関心を高めています。

中でも大分県では、大分舞鶴高等学校、日田高等学校が、SSH研究指定校として先進的な理数教育を実践することにより、将来の国際的な科学技術関係人材の育成を推進しています。



基本目標Ⅱ 男女が安心できる生活の確保

重点目標 1 生涯を通じた健康支援

【現状と課題】

- 男女がお互いの身体的性差を十分に理解し、人権を尊重することは男女共同参画社会の実現のための前提といえます。心身及びその健康について正確な知識・情報を入手することは、主体的に行動し、健康を享受できるようにしていくために必要です。
- 本県の平均寿命は男女ともに全国トップ 10 にはいますが、健康寿命（健康上の問題で日常生活が制限されない期間）は、男女ともに 30 位台です。この健康寿命を延伸させるには、生活習慣病の発症予防や重症化予防に取り組むとともに、誰もが健康に暮らせる環境づくりが必要です。
- 基本的な食事マナー、食に関する感謝の気持ち、食を大切に作る心などの課題に取り組みます。
- 妊娠・出産期は女性のライフサイクルにとって大きな節目であり、安心して安全に子どもを産み育てることができるよう支援体制を充実することが重要です。
- 晩婚化の進行等により不妊に悩む夫婦が増加していることから、不妊に対する施策の充実と妊娠・出産に関する正しい知識の普及啓発が必要です。
- 人工妊娠中絶の割合が全国でも高いことから、望まない妊娠を防ぐとともに、学校、家庭、地域の関係機関等との連携を取りながら、性教育への取組を行っていくなど、性に関する健康を自ら確保する重要性について啓発を進める必要があります。
- 性に関する商業的・不正確な情報が氾濫する中であって、若い世代を中心に性的接触による HIV 感染者が増えており、早期発見のための検査や正しい予防知識の普及啓発を継続して行っていく必要があります。
- 子宮頸がんは、多くの場合、性交渉によって感染し、性行動のあるすべての女性が子宮頸がんになる可能性を持っています。また、乳がんの年齢調整死亡率が増加傾向にあり、定期的がん検診など総合的な対策を推進していくことが重要です。
- 薬物の乱用は、単に乱用者の身体、生命に危害を及ぼすのみならず、青少年の健全な育成を阻み、家庭を崩壊させ、社会の秩序を乱す等計り知れない影響を及ぼします。そのため、薬物乱用の恐ろしさを県民に広く啓発し、県民一人ひとりの認識を高める必要があります。
- 女性の生涯を通じた健康支援のニーズに応えるためには、医療提供体制の充実とともに、医療分野における女性の参画拡大が必要です。
- 全国的な医師不足の中、女性医師が増加しており、地域における医師を確保するためには、女性医師の仕事と家庭生活との両立を図ることが必要であり、そのための環境づくりが大切です。
- 保健医療を取り巻く環境の変化に対応し、県民が安心して安全な医療サービスを受けられるよう、高度な技能と高い専門性を持つ質の高い看護職（保健師・助産師・特定行為に係る看護師等）の確保・定着を推進していく必要があります。
- 特に在宅医療を推進するために、在宅医療を担う看護職（訪問看護師、介護施設の看護師等）の確保、定着、質の向上のための対策を図ることが課題となっています。

【主な取組】

（1）生涯を通じた男女の健康の増進

- ① 女性が心身の健康について正確な知識・情報を入手し、自らの意思で適切な行動を選択し、健康を享受できるよう学習機会を提供します。 <県民生活・男女共同参画課>

- ② 子宮頸がん、乳がん、骨粗鬆症検診の一層の推進を図ります。特に、乳がんについては、マンモグラフィーを用いた検診が有効であることから、その導入及び普及を推進します。
＜健康対策課＞
- ③ 女性が乳がん、子宮頸がん検診を受けやすい環境づくりとして、女性の医師や放射線技師が担当できるよう人材確保のための啓発を行います。
＜健康対策課＞
- ④ 肥満防止等の相談・指導体制を充実させるとともに、健康的な食生活習慣の確立や適切な運動習慣の普及等を推進します。
＜健康対策課＞
- ⑤ 各世代に応じた望ましい食生活の実践に必要な知識と技術を習得するための講習会の開催を支援します。
＜食品安全・衛生課＞
- ⑥ ホームページの活用やパンフレットの配布により、栄養管理など望ましい食生活の実践に向けた知識や食に関する正しい情報の普及を図ります。
＜食品安全・衛生課＞
- ⑦ カロリー（エネルギー）や塩分に配慮したヘルシーメニューや栄養表示などの健康情報の提供等を行う「健康応援団」登録店舗の拡大・充実を図ります。
＜健康対策課＞
- ⑧ 外食産業が正しい知識に基づき生活習慣病予防や食事療法を必要とする人に適した食品や調理、あるいは健康情報を提供するなど、利用者が適切な食事が選択できる環境整備を行います。
＜食品安全・衛生課＞
- ⑨ 自ら選んで、作って食べることができる知識と技術を習得するための料理講習会等の開催を支援します。
＜食品安全・衛生課＞
- ⑩ 食に関するさまざまな体験活動を県民運動として推進することで、生涯にわたって健全な食生活を実践できる県民を育成し、県民の心身の健康増進をめざします。＜体育保健課＞
- ⑪ 生命尊重・人間尊重・男女平等の精神に基づき、児童生徒の発達段階に応じた適切な性教育を実施するよう、学校関係者等に対し周知徹底を図るとともに、学校、家庭や医療機関を始めとする地域の関係機関等との連携に取り組みます。
＜体育保健課＞
- ⑫ 男女がともに生涯にわたって健康を保持・増進することができるよう、広く県民を対象とした「県民総スポーツ」を推進します。
＜体育保健課＞

（２）妊娠・出産等に関する健康支援

- ① 総合周産期母子医療センター（県立病院）を核とした地域周産期母子医療センターなど県内参加医療機関を連携した総合的な周産期医療体制を充実します。
＜健康対策課＞
- ② ペリネイタル・ビジット、乳幼児健康診査、産後の母親へのメンタルケアなど妊娠中からの切れ目のない母子保健活動を推進します。
＜健康対策課＞
- ③ 不妊専門相談センター（大分大学）や不妊治療助成事業の活用を促進します。また、妊娠・不妊等に関する正しい知識の普及・啓発を図るとともに妊娠の悩み相談センターの活用を促進します。
＜健康対策課＞

(3) 健康をおびやかす問題についての対策の推進

- ① エイズの原因となるH I V（ヒト免疫不全ウイルス）への感染や子宮頸がんの原因となるHPV（ヒトパピローマウイルス）への感染をはじめとする性感染症の予防に関する積極的な啓発活動を実施します。 <健康対策課>
- ② 性感染症に対する医療体制、検査体制、相談体制を充実します。 <健康対策課>
- ③ 「大分県エイズ対策専門家会議」を開催し、医療や行政に携わる専門家によるエイズ対策の検討を行います。 <健康対策課>
- ④ 専門家の派遣による講義や研修会を実施するなど、学校におけるエイズ教育や性感染症の予防に対する教育を推進します。 <体育保健課>
- ⑤ 教職員を対象としたエイズ教育（性に関する指導）の考え方・進め方の研修会や関係者による連絡協議会を開催し、発達段階に応じた指導のあり方を研究します。 <体育保健課>
- ⑥ 「第4次薬物乱用防止五か年戦略」に基づき、大分県薬物乱用対策推進地方本部を中心に青少年に対する薬物乱用防止の啓発活動として、「ダメ。ゼッタイ。」普及運動を実施します。 <薬務室>
- ⑦ 中学生・高校生を中心に「薬物乱用防止教室」を実施するとともに、県内の大学生等を対象に「薬物乱用防止講座」を開催し、薬物乱用防止について啓発を行います。 <薬務室、体育保健課>

(4) 医療分野における女性の参画の拡大

- ① 女性医師が出産・育児等で離職する状況を踏まえ、女性医師の割合が高い小児科医、産婦人科医など特定診療科医師の確保などに努めます。 <医療政策課>
- ② 医療分野への女性の参画を拡大し、女性医師が仕事と子育て・生活を両立することができる環境を整備するため、短時間正規雇用制度など出産・育児等と勤務との両立を応援する医療機関を支援します。 <医療政策課>
- ③ 看護師の勤務環境改善のための施設整備等、看護職が働き続けることのできる魅力ある職場づくりを推進します。 <医療政策課>
- ④ 看護力再開発講習会の開催や就業相談機能の強化等を通じて、潜在看護職の復帰支援の充実に努めます。 <医療政策課>

【指標及び目標値】

指 標	計画策定時の数値		目標値 (平成 32 年度)
	(年度)		
男性の健康寿命	22	69.85 歳	71.80 歳 (平成 31 年度)
女性の健康寿命	22	73.19 歳	75.11 歳 (平成 31 年度)
妊娠中の妊婦の喫煙率	25	4.9%	0.0%
朝食を毎日食べる児童・生徒の割合(小5)	26	90.0%	93.0%

健康寿命

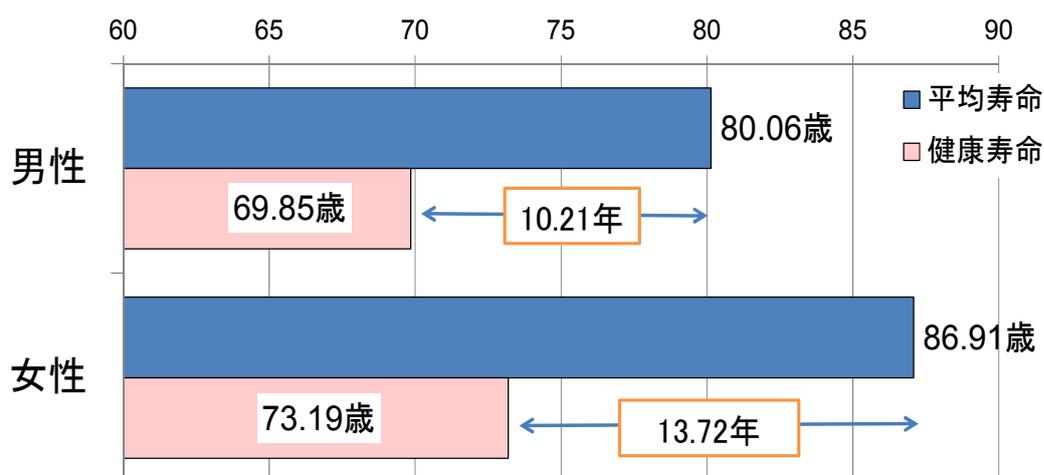
健康上の問題で日常生活が制限されることなく生活できる期間のことです。大分県の「健康寿命」は、全国平均よりも短く、その結果、平均寿命と健康寿命の差は、全国で最も大きくなっているため、生活習慣病の発症予防や重症化予防に取り組むとともに、誰もが健康に暮らせる環境づくりを推進します。

※参考（都道府県順位）

平成 22 年の平均寿命は、男性 8 位 女性 9 位

平成 22 年の健康寿命は、男性 39 位 女性 34 位

平均寿命と健康寿命の差は、男性 47 位 女性 44 位



基本目標Ⅱ 男女が安心できる生活の確保

重点目標2 ドメスティック・バイオレンス（DV）、性犯罪等の被害者の支援

【現状と課題】

- 配偶者等からの暴力（DV）※は、家庭内の問題、個人的問題とされ、潜在化しやすい傾向にあります。よって、相談・保護から自立支援に至る各段階にわたり、被害者の置かれた状況や地域の実情に応じた切れ目のない支援が必要です。
- 性犯罪は、暴力等により被害者が身体的精神的に大きな被害を受ける行為です。性犯罪被害者が、被害を訴えることを躊躇せずに必要な相談を受けられるような相談体制の整備や、被害者の心身回復のための被害直後及び中長期の支援が受けられる体制整備を図ることが必要です。
- ストーカー行為は、被害者の平穏な生活を害する行為であるとともに、事態が急展開して重大事件に発展するおそれがある行為です。被害者等の安全確保を最優先とした措置を講じるとともに、被害者が早期に相談することができる体制を整備し、関係機関が連携して、被害者の立場に立った迅速・的確な支援を行うことが必要です。
- 売買春は、女性の性を商品化し、金銭等により売買するものであって、女性の尊厳を傷つけ、女性の人権を軽視するものであり、決して許されるものではありません。被害に遭う女性は、心身ともに大きな被害を受けることになります。
- 子ども・女性を性犯罪等の被害から守るため、県下の声掛け・つきまとい事案等の前兆事案をいち早く集約・分析し、早期に行行為者を特定して検挙措置等を講じる必要があります。
- メディアによる有害情報の氾濫や、インターネットやスマートフォンの普及などによる情報化の進展により、児童ポルノや児童買春などの事案が発生していることから、子ども自身の被害回避能力を養うための対策やフィルタリングの啓発などによる被害防止対策を講じる必要があります。
- 子どもが被害者となる性的虐待や児童買春などの違法事案に対しては、厳正に対処すると共に、関係機関・団体との連携の強化により、被害児童に対する相談・支援体制の充実を図る必要があります。

※「暴力」とは、なぐる、けるなどの身体的なものだけではなく、これに準ずる次のような心身に有害な影響を及ぼす言動をいいます。

- ・精神的なもの（人格を否定するような暴言を吐くこと、無視すること、交友関係を細かく監視すること、生活費を渡さない等
- ・性的なもの（性行為を強要する、避妊に協力しないこと、ポルノビデオ等を無理やり見せる等

出所『第3次大分県DV対策基本計画』

【主な取組】

（1）配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護等の推進

- ① 医療関係者、民生委員・児童委員等からの通報体制の整備と配偶者暴力相談支援センター及び市町村、警察署等地域における相談体制の充実・関係機関相互の連携強化を図ります。
＜県民生活・男女共同参画課、こども子育て支援課、広報課＞
- ② 被害者が安全かつ安心して保護を受けられるよう、保護体制や被害者の子どもに対する支援の充実に努めます。
＜こども子育て支援課、生活安全企画課＞

- ③ 被害者のカウンセリング等心身のケアの充実、住宅確保、就労、各種支援制度や法制度の利用等生活基盤確立のための支援及び地域でのフォローアップの充実を図り、被害者の自立を支援します。 <こども子育て支援課、県民生活・男女共同参画課、関係課・室>
- ④ 被害者に対して適切な支援ができるよう関係機関相互の顔が見えるネットワークづくりを進めるとともに、民間団体との連携と協働を図り、被害者の多様な状況に応じた保護体制を整備します。 <県民生活・男女共同参画課、こども子育て支援課、広報課>
- ⑤ 男性被害者に対しても必要な配慮が図られるよう、男性からの相談体制の充実に努めます。 <県民生活・男女共同参画課>
- ⑥ 交際相手からのDV（デートDV）に関する予防、啓発のための取組の充実に努めます。 <県民生活・男女共同参画課>
- ⑦ DV被害者及び犯罪被害者等に対する住宅の確保（公営住宅の目的外使用又は優先入居）を行います。 <公営住宅室>

（２）性犯罪、ストーカー行為等への対策の推進

- ① 性犯罪・性暴力被害者が、安心して相談し、被害直後から中長期的な支援を総合的に受けることができるよう、ワンストップの支援体制を整備します。 <県民生活・男女共同参画課>
- ② 婦人相談所において、性犯罪、ストーカー行為等の被害を受けた女性や、そのおそれのある女性の人権が適正に守られるよう、関係機関と連携しながら、相談、保護を行います。 <こども子育て支援課>
- ③ ストーカー事案被害者の安全確保を最優先に関係機関と連携した適切な保護対策対応を行うとともに、悪質な事案に対しては、積極的な事件化と警告等による事案の拡大防止、再被害防止を図ります。 <生活安全企画課>
- ④ 性犯罪被害者の多様なニーズに即した支援を行うため、公益社団法人大分被害者支援センターを中心として関係機関・団体と連携し、性犯罪被害者の精神的・経済的負担を軽減するための支援を充実します。 <広報課>
- ⑤ 配偶者暴力相談支援センターや市町村等の相談員に対し、二次被害防止や資質向上のための継続的な研修を実施し、相談体制の充実・強化に努めます。 <県民生活・男女共同参画課>
- ⑥ DV被害者及び犯罪被害者等に対する住宅の確保（公営住宅の目的外使用又は優先入居）を行います。 <公営住宅室> [再掲]
- ⑦ 「青少年の健全な育成に関する条例」について、県ホームページ、リーフレット等を活用し、県民に対する積極的な広報啓発を行い、青少年の権利保護に努めます。 <私学振興・青少年課>

⑧ 青少年の健全な育成を害するおそれがある有害図書等の現状や問題点について広報啓発を図り、県下全書店等に対する指導を通して、有害図書区分陳列の徹底を図ります。
 <私学振興・青少年課>

⑨ 青少年をインターネット上の有害情報や犯罪被害から守るため、フィルタリングサービスの普及を図るとともに、PTA等の関係機関・団体と連携し、家庭の情報教育力の向上を図ります。
 <私学振興・青少年課>

(3) 売買春への対策の推進

① 売買春防止に関する相談支援、普及啓発を継続し、被害女性の保護に努めます。
 <こども子育て支援課>

② 女性が売買春の被害者とならないよう、善良な風俗環境の保持と売買春の根絶に向け、関係法令に基づき、風俗犯罪の取締りを強化します。
 <生活環境課>

【指標及び目標値】

指 標	計画策定時の数値		目標値 (平成 32 年度)
	(年度)		
DV被害を一度でも受けた人のうち相談した人の割合	26	24.6%	50.0%

ワンストップ支援センターとは

性犯罪・性暴力被害者に、被害直後からの総合的な支援（産婦人科医療、相談・カウンセリング等の心理的支援、捜査関連の支援、法的支援等）を可能な限り一か所で提供することにより、被害者の心身の負担を軽減し、その健康の回復を図るとともに、警察への届出の促進・被害の潜在化防止を目的とするものです。

基本目標Ⅱ 男女が安心できる生活の確保

重点目標3 女性に対する暴力の予防啓発

【現状と課題】

- 配偶者等からの暴力（DV）、性犯罪、売買春、ストーカー行為等の女性に対する暴力は重大な人権侵害であり、女性に対する暴力が決して許されないものであるという認識を広く社会に浸透させるとともに、暴力を生まないための予防教育・啓発の推進を通じて、暴力を容認しない社会をつくることが重要です。
- インターネットの普及により、ポルノ画像等の違法・有害な情報が氾濫し、接触が容易になっていることから、インターネット空間に氾濫する違法・有害な情報の削除及び掲載者の検挙対策を推進する必要があります。
- 近年、撮影対象者の同意なく、性的画像をインターネット等を利用して公表する行為により、被害者に多大な精神的苦痛を与える事案が生じており、有効な対策を講じる必要があります。

【主な取組】

（１）女性に対する暴力の予防と根絶のための基盤づくり

- ① 女性に対する暴力をなくす運動（毎年11月12日～25日）、人権週間等多様な機会を捉えて広報啓発を行うとともに、女性に対する暴力についての学習機会を提供します。
＜県民生活・男女共同参画課、人権・同和対策課、関係課・室＞
- ② 相談対応能力等の向上を図るため、警察安全相談員、交番相談員及び警察官に対し各種研修会を開催するなど相談体制の充実を図るとともに、被害者等の多様なニーズに即した支援を行うため、関係機関・団体との連携強化に努めます。
＜広報課＞
- ③ 女性に対する男性による暴力の予防啓発の充実を図ります。
＜県民生活・男女共同参画課＞
- ④ 学校等関係機関と連携し、若年者を対象とした予防啓発や人権教育の充実・強化を図ります。
＜県民生活・男女共同参画課＞

（２）子どもに対する性的な暴力等の根絶に向けた対策の推進

- ① 大分県警察電子メール情報配信システム「まもめーる」等を活用し、声掛け・つきまとい事案等の発生に関する情報を学校や保護者、地域住民に迅速に情報提供するとともに、スクールサポーターや自主防犯パトロール隊と連携し、子どもの通学路等における安全確保に努めます。
＜生活安全企画課＞
- ② 子どもを性犯罪等の被害から守るため、性犯罪等の前兆とみられる声掛け・つきまとい事案の段階で行為者を特定し、検挙や指導・警告等の措置を積極的に行います。
＜生活安全企画課＞
- ③ 性的虐待等の早期認知・把握に努め、被害者を保護するとともに、加害者に対しては、法に基づき厳正に対処します。
＜少年課＞

- ④ 児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律や他の法令を適用し、厳正に対処します。 <少年課>
- ⑤ 地域で結成された防犯パトロール隊の子ども見守り活動等に対する支援を更に充実します。 <生活安全企画課>
- ⑥ 児童虐待を早期発見するために、関係機関・団体との連携強化に努め、児童の生命・身体
の保護のための措置を積極的に講じます。 <少年課>
- ⑦ 児童虐待の未然防止や早期発見ときめ細かな在宅支援体制の整備を促進するため、市町村
職員や保健師、保育士等に対する研修を実施する等、人材の育成に努めます。
<こども子育て支援課>
- ⑧ 中央児童相談所について、児童相談に係る施策の企画立案や、学校、警察、医療等関係機
関との連絡調整、市町村に対する支援等、企画調整機能の充実を図ります。
<こども子育て支援課>
- ⑨ 子どもたちが健やかに成長できるよう、児童虐待の防止や暴力根絶に向けた教育・学習活
動を行うなど、社会全体で子どもを支える取組を進めます。
<義務教育課、高校教育課、生徒指導推進室>
- ⑩ 「青少年の健全な育成に関する条例」に規定する、有害図書等の区分陳列やフィルタリン
グの普及をとおして、青少年が被害に遭いにくい環境づくりに取り組みます。
<私学振興・青少年課>
- ⑪ 青少年が児童買春、児童ポルノに係る犯罪の被害者となることを防ぐため広報啓発を図
り、関係機関、団体との連携を強化し、インターネット上の児童ポルノ画像等の削除等、
被害の拡大防止に努めます。 <私学振興・青少年課>

(3) メディアにおける性・暴力表現への対応

- ① 女性を性的に商品化したり暴力行為の対象として捉えたメディアにおける性・暴力表現
は、男女共同参画社会の実現を大きく阻害するものであるという観点から広報啓発を行
います。 <県民生活・男女共同参画課>
- ② 児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律や他の法令を適
用し、厳正に対処します。 <少年課>

【指標及び目標値】

指 標	計画策定時の数値		目標値 (平成 32 年度)
	(年度)		
性犯罪・性暴力対策ワンストップ支援センター大分（仮称）の認知度	27	0.0%	50.0%

私事性的画像記録の提供等による被害の防止に関する法律

近年、交際中に撮影した元交際相手の性的画像等をその撮影対象者の同意なく、インターネット等を利用して公表する行為により、被害者に多大な精神的苦痛を与える事案（いわゆるリベンジポルノ）が発生している実情を鑑み、平成 26 年 11 月に施行された法律です。

第三者が個人を特定できる方法で、プライベートで撮影した裸体画像等を不特定多数の人が閲覧できる状況にした者は、3 年以下の懲役又は 50 万円以下の罰金、その画像等を拡散させる目的で他人に提供した場合も、1 年以下の懲役又は 30 万円以下の罰金となります。

インターネットで公表された画像は、拡散すれば回収が困難となりますので、画像を撮らせないことはもちろん、早急に画像等を削除することが重要です。

スマホ所有率の急増に伴うメディア・リテラシー教育

スマートフォンやタブレットなど情報端末（メディア）の普及は日々進化し、所有率も低年齢化しており、必要な情報をいつでもどこでも入手することができるようになっていきます。そのような中、情報を正しく入手し活用する力「読み書き能力」（リテラシー）や情報社会において適切な行動をとるために必要な考え方や態度（情報モラル）を育てるための教育の充実が急務となっています。

インターネットを扱う上で、被害者にも加害者にもならないようにするための対策を正しく知ることが大切です。もし被害にあった場合、ひとりで悩まず、他者や相談機関へ相談できる体制があることを伝え、消費者へ向けた注意喚起を促す啓発活動を実施します。また携帯電話・スマートフォンなどによるインターネット利用に伴う危険性について、被害防止のための啓発活動を行います。

基本目標Ⅲ 女性の活躍の推進

重点目標 1 政策・方針決定過程への女性の参画拡大

【現状と課題】

- 管理職に占める女性の割合は依然として少ない状況であり、男女平等を確保し女性の能力が十分に発揮できるようにするためには、女性の採用・登用の促進を図り、男女共同参画を担う人材の育成を推進することが重要となっています。
- 人口減少が進む中、将来にわたり持続可能で「活力ある大分県」をめざすには、多様な人材の活用、多様な視点の導入、新たな発想の取入れ等の観点から、女性の参画をあらゆる分野において進める必要があります。

【主な取組】

(1) 審議会等への女性の参画促進

- ① 県の審議会等において、女性委員のいない審議会等をなくすことを目指すとともに、女性委員の割合が40%以上の審議会等の全体に占める割合の増加に努めます。
＜県民生活・男女共同参画課、全部局等＞
- ② 職指定等で女性委員の就任が困難な審議会等については、着実な登用を図るための個別目標を設定し、女性の参画促進を図ります。 ＜県民生活・男女共同参画課、関係部局等＞
- ③ 市町村の審議会等においても女性委員の参画を推進するよう要請します。
＜県民生活・男女共同参画課＞

(2) 役職・管理職等への女性の登用促進

- ① 「女性が輝くおおいた推進会議」の取組として、企業や各種機関・団体等に対し、女性の採用や役員・管理職への登用について実効性のある取組を働きかけ、「女性の活躍推進宣言」として公表してもらいます。
＜県民生活・男女共同参画課＞
- ② 企業等における女性の参画拡大に向けた取組を促進するため、表彰や広報を行います。
＜県民生活・男女共同参画課＞
- ③ 企業や各種機関・団体等の女性が役員や管理職を目指せるよう学習機会を提供します。
＜県民生活・男女共同参画課＞

(3) 男女共同参画を担う人材育成

- ① 実践に役立つ学習・研修機会の提供や自主的な学習活動の支援を通じて男女共同参画の推進を担う人材を育成します。
＜県民生活・男女共同参画課、関係課・室＞
- ② 各種の講座や研修会等を通じて女性のエンパワーメントを支援します。
＜県民生活・男女共同参画課、関係課・室＞
- ③ 男性の人材を育成するため、男性が参加しやすい学習機会の提供に努めます。
＜県民生活・男女共同参画課、関係課・室＞

④ 男女共同参画を担う人材のネットワークづくりを支援します。

<県民生活・男女共同参画課、関係課・室>

【指標及び目標値】

指 標	計画策定時の数値		目標値 (平成 32 年度)
	(年度)		
女性委員の割合が 40%以上の県の審議会等の割合	26	53.0%	59.0%
雇用者のうち管理的職業従事者に占める女性の割合（従業員 100 名以上の企業）	22	5.8%	7.7%

女性が輝くおおいた推進会議

県では、性別にかかわらず、男女がその能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現のため、また、活力ある大分県をつくっていくことを目的に、女性の活躍推進や意識改革のための啓発活動に取り組んでいます。

平成 27 年 8 月 28 日には「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（女性活躍推進法）が成立し、女性の活躍を推進するため、国や地方公共団体、大企業に女性の活躍に関する目標や取組などを事業主行動計画として策定・公表するよう義務づけられました。

この推進会議では経済団体と県が連携し、県内全ての企業・団体等にむけて経営者等の意識改革のための啓発活動や、女性活躍推進宣言作成支援等、女性の活躍推進に関する取組を行っていきます。



基本目標Ⅲ 女性の活躍の推進

重点目標 2 雇用等の分野における男女共同参画の推進

【現状と課題】

- 管理職に占める女性の割合は依然として少ない状況であり、男女平等を確保し女性の能力が十分に発揮できるようにするためには、女性の活躍状況の把握・分析、女性の採用・登用や勤続年数の男女差、長時間労働の削減等に関する目標設定・目標達成に向けた取組、女性の活躍状況に関する情報開示（見える化）など、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（いわゆる女性活躍推進法）に基づく取組を含めた積極的改善措置（ポジティブ・アクション）を推進することが重要となっています。
- 結婚や第1子出産を機に女性の約6割が退職するなど、結婚、出産、子育て期に就業を中断する女性が多いことから、継続就労あるいは再就職ができる環境の整備が求められています。
- 県民意識調査によると、女性が仕事を続けていくために必要なことは、「家族や周囲の理解と協力があること」が最も高い割合となっています。そのためには、男女労働者間の格差を解消し、各人がそれぞれ選択した生き方の中で、その能力を十分に発揮していくことができる体制の整備が必要です。
- 平成26年7月1日から改正男女雇用機会均等法施行規則等が施行され、すべての労働者の募集、採用、昇進、職種の変更をする際に、合理的な理由がないにもかかわらず転勤要件を設けることは、間接差別として禁止されています。
- セクシュアルハラスメントの発生原因や背景には、性別による役割分担意識に基づく言動があると考えられるため、こうした意識をなくしていくことがセクシュアルハラスメントの防止対策を進める上で重要です。
- 働く場におけるセクシュアルハラスメントの防止については、事業主や労働者に対する周知啓発などにより、男女がともに安心して働くことができる職場環境を整える必要があります。
- 妊娠・出産・育休などを理由とする、解雇・雇い止め・降格などの不利益な取扱い（いわゆる「マタニティハラスメント」）を行うことは法令違反となります。事業主に対する啓発とともに、妊娠・出産・育児をしながら働く女性のための制度の周知も必要です。
- 平成27年4月1日からパートタイム労働法や施行規則、指針が改定され、正社員と差別的取扱いが禁止されるパートタイム労働者の範囲が拡大されました。パートタイム労働者の公正な待遇とともに、雇用環境の整備が重要です。
- 女性は、中小企業の経営者又は家族従業者として事業活動で大きな役割を担っています。中小企業を取り巻く事業環境は依然厳しい状況にあり、女性経営者等の経営力向上への支援が必要です。
- 女性が創業する場合、アイデアと意欲はあっても経営や事業に関する知識が不足していたり、開業資金の調達が難しいなどの課題もあり、多様な生き方の実現や能力発揮のための支援が必要です。

【主な取組】

（1）雇用の分野における男女の均等な機会と待遇の確保

- ① 雇用の分野における男女の均等な機会と待遇の確保に加え、固定的な性別役割分担意識の解消、長時間労働の抑制や子育て支援策の充実等による仕事と生活の調和など、関係する様々な施策を積極的に推進します。

＜県民生活・男女共同参画課、こども子育て支援課、労政福祉課＞

- ② 事業主や労働者に対し、セクシュアルハラスメントやマタニティハラスメントの防止について周知啓発を行い、男女がともに安心して働くことができるような職場環境づくりを推進します。また、労働相談により、被害者の救済支援に努めます。

＜県民生活・男女共同参画課、人権・同和対策課、労政福祉課＞

- ③ 職場における男女の均等な機会と待遇の確保及び女性労働者が妊娠、出産後も引き続き能力を発揮する機会を確保するため、労働基準法、男女雇用機会均等法、育児・介護休業法などに基づき企業が女性労働者の母性保護及び母性健康管理を積極的に進めるよう、事業主や労働者に対し労働講座・出前講座等により普及啓発に努めます。 <労政福祉課>

- ④ スクール・セクハラ防止相談窓口を通じた相談体制の整備を図るとともに、児童生徒及び保護者への周知に努めます。また、防止に向けた資料の作成、研修実施により相談対応の向上に努めます。 <人権・同和教育課>

- ⑤ 市町村に対して職員のセクシュアルハラスメント防止対策の充実を図るよう要請します。 <県民生活・男女共同参画課>

(2) 非正規雇用における雇用環境の整備

- ① パートタイム労働法及び同指針の周知徹底を図り、パートタイム労働者と通常の労働者との均衡を考慮した処遇の浸透・定着に努めます。 <労政福祉課>

- ② パートタイム労働者、契約社員、派遣労働者などの非正規労働者に対する法令に基づいた適切な雇用管理、正規職員との均衡がとれた労働条件・待遇の確保・改善について、事業主、労働者への労働講座・出前講座の開催、広報誌等により、法令遵守の周知徹底に努めます。また、法令違反など不適切な事例については労働相談等による対応に努めます。 <労政福祉課>

- ③ 非正規雇用から正規雇用への転換を希望する者に対して、職業訓練などの支援を行います。 <雇用・人材育成課>

- ④ 働く女性のスキルアップやキャリア形成に役立つ講座の開催及び情報提供を行います。 <県民生活・男女共同参画課>

(3) ポジティブ・アクションの推進

- ① 事業主や労働者に対し、労働講座の開催や広報誌を通じて、企業のポジティブ・アクション促進について啓発に努めます。 <労政福祉課>

- ② 県工事入札参加資格の等級格付けにおいて、次世代育成支援対策推進に積極的に取り組んでいる企業を評価します。 <土木建築企画課>

- ③ 県の入札手続きにおいて、女性の活躍推進への取組状況を考慮していくよう努めます。 <県民生活・男女共同参画課>

- ④ 男女共同参画に関する取組状況を把握し、女性が働きやすい職場環境づくりに積極的に取

り組んでいる企業の好事例を紹介するなどして、企業のポジティブ・アクションを促進します。
＜県民生活・男女共同参画課＞

※ ポジティブ・アクション（積極的改善措置）とは、様々な分野において、活動に参加する男女間の格差を改善するため必要な範囲において、男女のいずれか一方に対し、活動に参加する機会を積極的に提供することをいい、個々の状況に応じて実施していくものです。積極的改善措置の例としては、県の審議会等委員への女性の登用のための目標の設定や、女性県職員の管理職への登用推進等が実施されています。大分県男女共同参画推進条例第4条では、積極的改善措置（ポジティブ・アクション）は県の責務として規定されています。雇用の分野においては、「営業職に女性がほとんど配置されていない」、「管理職は男性が大半を占めている」などの差が男女労働者の間に生じている場合、このような差を解消しようと個々の企業が行う自主的かつ積極的な取組をいいます。

（４）女性の能力発揮促進のための支援

- ① おおいたスタートアップセンターを拠点に、相談対応、セミナー開催等を通じ男女を問わず、創業の実現を支援します。
＜経営金融支援室＞
- ② 女性にとって柔軟な働き方が可能な事務系職場であるコールセンターなどの誘致に努めます。
＜企業立地推進課＞
- ③ 女性の参画が少ない分野での産業のイメージ向上や、女性が働きやすい職場環境の整備に努めます。
＜土木建築企画課＞
- ④ 性別を理由とした採用・配置・昇格等における差別的取扱いが行われない職場づくりを進めるため各種法令等の周知・啓発に努めます。また、使用者向けの人材育成助成金制度等の周知に努め、教育訓練や職場研修の機会を確保できるよう取り組みます。
＜労政福祉課＞
- ⑤ 出産・育児等の理由により離職し再就職を希望する求職者のスキルアップを図るため、職業訓練コースを拡充するとともに、職業訓練期間中の保育料の助成や託児サービスの提供による受講環境の整備を進め、再就職の支援を行います。
＜雇用・人材育成課＞
- ⑥ いきいきと活躍する女性のロールモデルの発掘を行い、活躍事例についてホームページ等を活用し積極的に情報発信します。
＜県民生活・男女共同参画課＞
- ⑦ 女性の能力を十分に発揮するための情報提供、学習機会の提供、相談対応、助言など、総合的な支援を行います。
＜県民生活・男女共同参画課＞

（５）女性の就業継続、再就職のための支援

- ① 出産や育児等で離職した子育て中の女性の再就職等を支援するため、求職活動や就職に向けた面接、試験などの際に利用できる、無料の託児サービスを実施します。
＜県民生活・男女共同参画課＞
- ② 妊娠・子育て中の労働者に配慮した職場環境の整備や、子育てや介護などさまざまな個人の生活に対応した柔軟な働き方の選択ができる勤務制度（育児休業、短時間勤務、テレワーク、在宅勤務など）について普及啓発に努めます。
＜労政福祉課＞

- ③ 労働者が、育児・介護休業を取得しやすくするために、育児・介護休業期間中に必要とする生活資金を融資します。 < 労政福祉課 >
- ④ 企業情報の提供や職業相談、就職支援セミナー、職業訓練への誘導など女性を含めた若者の個々の状況に応じたきめ細かな就業支援に取り組みます。 < 雇用・人材育成課 >
- ⑤ 求職者の多様なニーズに対応できるよう、ジョブカフェの相談員を対象に研修を行い、カウンセリング能力の向上に努めます。 < 雇用・人材育成課 >
- ⑥ 職業生活を送るために必要な情報が得られるよう、就労、起業・創業、子育て支援、教育、福祉等のさまざまな分野に関する相談対応、情報提供や関係機関への紹介等を行うワンストップ相談体制の構築を検討します。 < 県民生活・男女共同参画課、関係課・室 >
- ⑦ 学校が行うキャリア教育への支援として、各種就職支援セミナーや企業人講話、内定者向け講習会などを行います。 < 雇用・人材育成課 >
- ⑧ 商工会、商工会議所が実施する女性部員を対象とした研修会や講習会を支援し、女性部員の資質や地位の向上を図ります。 < 商工労働企画課 >
- ⑨ 女性の経済的自立の促進と雇用の場の確保のため、必要な事業資金を低金利、無担保で融資します。 < 経営金融支援室 >
- ⑩ 自営商工業における経営と家計の分離を進めるため、商工会等による巡回指導等を通じて、経営の実態と家族従業者の状況把握に努めるとともに、経営の改善発達を支援します。 < 商工労働企画課 >
- ⑪ 地域の実情に応じて、質の高い教育・保育が適切に提供されるよう、市町村の計画に基づき新たな保育所や幼保連携型認定こども園の設置認可を行うなど、地域における幼児教育・保育の提供体制の確保を支援します。 < こども子育て支援課 >
- ⑫ 待機児童解消や多様な保育ニーズへの対応のため、保育士等の人材確保を支援します。 < こども子育て支援課 >
- ⑬ 多様な保育ニーズに対応するため、保育所の「延長保育」や幼稚園や認定こども園で実施する「在園児を対象とした預かり保育（一時預かり）」の実施を促進するとともに、地域の様々な状況に合わせて保育の場が確保されるよう、「家庭的保育（保育ママ）」や「小規模保育」などを実施する市町村を支援します。 < こども子育て支援課 >
- ⑭ 病気のため保育所等での保育が困難な子どもを病院・診療所等で預かる「病児・病後児保育」の実施を促進します。 < こども子育て支援課 >
- ⑮ 昼間、家庭に保護者がいない小学生を対象に、適切な遊びや生活の場を提供する「放課後児童クラブ」の設置を促進するとともに、ニーズに応じた開所時間を確保する等、サービスの向上を図ります。 < こども子育て支援課 >

- ⑯ 保護者の病気や買い物等の用事の際に、地域の人たちが会員制で子育てを助け合う「ファミリー・サポート・センター」の実施を促進します。 <こども子育て支援課>
- ⑰ 主に乳幼児のいる親とその子どもが気軽に集い、交流や育児相談等ができる「地域子育て支援拠点」の設置促進や機能充実に努めます。 <こども子育て支援課>
- ⑱ ひとり親の就業促進や子どもの健全育成に資するため、保育所への優先入所の取扱いの促進に努めます。併せて放課後児童クラブを優先的に利用できるよう取り組みます。 <こども子育て支援課>

【指標及び目標値】

指 標	計画策定時の数値		目標値 (平成 32 年度)
	(年度)		
30～39 歳女性の就業率	24	68.6%	73.9%
女性が輝くおおいた推進会議の女性活躍宣言企業数	26	0 社	136 社
職場において「男女の地位が平等」と感じる人の割合	26	19.6%	30.0%

※「職場において『男女の地位が平等』とを感じる人の割合」とは、県内に居住する 20 歳以上の男女 3,000 人を対象とした意識調査結果によるものです。

マタニティハラスメント

妊娠・出産・育休などを理由とする、解雇・雇い止め・降格などの不利益な取扱いを、「マタニティハラスメント」、「マタハラ」といい、男女雇用機会均等法、育児・介護休業法で禁止されています。

例えば、「妊娠を聞く前は契約更新を前提にしていたのに、妊娠の報告を受けたので雇い止めとした」、「育休を 1 年間取りたいと相談されたので、経営悪化等を口実に解雇した」などは違法です。法令違反の不利益取扱いを行った場合、行政指導や、悪質な場合には事業主名が公表されます。

平成 27 年 9 月 4 日には、妊娠を理由とする解雇について初めて公表されています。また、平成 26 年 10 月 23 日の最高裁判所判決では、妊娠中の軽易業務への転換を「契機として」降格処分を行った場合、妊娠中の軽易業務への転換を「理由として」降格したと解されることとして男女雇用機会均等法に違反するとの判断が示されました。原則として、妊娠・出産・育休等の事由の終了から 1 年以内に不利益取扱いがなされた場合は「契機として」と判断され、法令違反となります。

働きたい女性のための託児サービス

平成 27 年 10 月 1 日 現在

大分県消費生活・男女共同参画プラザ（アイネス）では、結婚や育児、介護などでいったん退職された女性の再就職を応援するため、就職活動や面接、試験、就職ガイダンスなどに参加する女性を対象に、無料の託児サービスを県内 3 か所（大分市、別府市、中津市）で実施しています。

詳しくは、県ホームページをご覧ください。

(<http://www.pref.oita.jp/soshiki/13040/takujisabisu.html>)

<お問い合わせ>

共通 電話：097-534-2039

○大分市

場所：アイネス

○別府市

場所：別府市男女共同参画センター
あす・べっぷ

○中津市

場所：中津市教育福祉センター



対象年齢：満 1 歳以上～就学前のお子さん

定 員：5 名まで

開設時間：9 時 30 分から 16 時 30 分まで

基本目標Ⅲ 女性の活躍の推進

重点目標3 ワーク・ライフ・バランスの推進

【現状と課題】

- 固定的な性別役割分担意識を背景に、男性を中心とした雇用慣行が維持されていることなどにより、家事・育児・介護等の家庭生活の大部分を女性が担っている状況があります。今後は、今よりも男女が共に社会のあらゆる活動に参画し、支え合っていく必要があります。
- 人口減少が進展する中、2040年の本県人口は2010年の約2割減、生産年齢人口は2010年の約3割にあたる22万人が減少すると予測されています。
- 結婚・出産の際でも離職せず就労を継続できるよう、企業が働き方を見直し、誰もが働きながら子育てや介護ができる環境を整える取り組みが必要となっています。
- 仕事と仕事以外の生活（育児、介護、自己啓発等）を希望するバランスで行うことができるよう、企業が職場環境の整備や働き方改革などワーク・ライフ・バランスの推進に取り組むことで、優秀な人材の確保や労働生産性の向上などのメリットがあることを認識してもらう必要があります。
- 厚生労働省「平成25年労働安全衛生調査」によると、仕事や職業生活に関することで強い不安、悩み、ストレスを感じている労働者の割合は、52.3%と、半数を超えています。その内容は、多い順に「仕事の質・量」「仕事の失敗、責任の発生等」「対人関係（セクハラ・パワハラを含む）」となっています。
- メンタルヘルスについては、労働者が相談しやすい環境の整備とともに、平成27年12月1日からスタートするストレスチェック制度の周知などの取り組みが必要です。
- 平成26年11月に過労死等の防止のための対策を推進し、過労死等がなく、仕事と生活を調和させ、健康で充実して働き続けることのできる社会の実現を目指し「過労死等防止対策推進法」が施行されました。適切な労働時間、健全な労働環境の実現に向けて、今一度、労働安全衛生環境を見直す必要があります。
- 働き方の多様化や共働き世帯の増加等に対応するためには、ニーズに対応した保育サービスの確保や充実を図る必要があります。また、核家族化が進行し、地域の繋がりが希薄化する中、子育て家庭が楽しさや充実感を持って子育てできるためには、子育て支援サービスのさらなる充実が必要です。

【主な取組】

（1）長時間労働の抑制等によるワーク・ライフ・バランスの推進

- ① 男女がともに働きやすい職場づくりに積極的に取り組む事業者を表彰するなど、仕事と生活の調和の実現に向けた取組を推進します。＜県民生活・男女共同参画課、労政福祉課＞
- ② 県内の経営者団体・労働者団体・行政の代表者による「おおいた子育て応援共同宣言」に沿って、仕事と生活の調和の実現に向けた取組を社会全体が一体となって行います。
＜労政福祉課＞
- ③ 職場での時間外労働の抑制・縮減による長時間労働の改善や健康指導・相談などの健康管理の体制整備・メンタルヘルス対策（ストレスチェック制度等）について、労働講座や広報誌等で普及啓発に努めます。
＜労政福祉課＞

(2) 多様で柔軟な働き方の推進

- ① 妊娠・子育て中の労働者に配慮した職場環境の整備や、子育てや介護などさまざまな個人の生活に対応した柔軟な働き方の選択ができる勤務制度について普及啓発に努めます。
＜労政福祉課＞〔再掲〕
- ② 仕事と家庭を両立させた身近な女性のロールモデルの発掘を行い、活躍事例を積極的に発信します。
＜県民生活・男女共同参画課＞

(3) 男性の子育てや介護等への参画の促進

- ① 男性の家事・育児参画についての理解や関心が深まり、取組が促進されるよう、男性の子育てを応援するシンボルマークを活用し、啓発冊子、インターネット等多様な媒体を活用した広報・啓発等を行います。
＜こども子育て支援課、県民生活・男女共同参画課＞
- ② 企業において育児休業・介護休業が制度として定着するよう周知啓発を図るとともに、男性の育児休業取得、小学校就学前の子を養育する労働者の所定外労働の免除、短時間勤務制度、子の看護休暇制度及び家族の介護休暇制度等の普及促進に努めます。
＜労政福祉課＞
- ③ 男性の子育て・介護・地域への参画を促進するため、労働局、使用者団体等と連携して、事業主に対し、次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画の策定指導を行うとともに、働きやすい職場環境の整備を支援します。
＜労政福祉課＞〔再掲〕
- ④ 地域の実情に応じて、質の高い教育・保育が適切に提供されるよう、市町村の計画に基づき新たな保育所や幼保連携型認定こども園の設置認可を行うなど、地域における幼児教育・保育の提供体制の確保を支援します。
＜こども子育て支援課＞〔再掲〕
- ⑤ 待機児童解消や多様な保育ニーズへの対応のため、保育士等の人材確保を支援します。
＜こども子育て支援課＞〔再掲〕
- ⑥ 多様な保育ニーズに対応するため、保育所の「延長保育」や幼稚園や認定こども園で実施する「在園児を対象とした預かり保育（一時預かり）」の実施を促進するとともに、地域の様々な状況に合わせて保育の場が確保されるよう、「家庭的保育（保育ママ）」や「小規模保育」などを実施する市町村を支援します。
＜こども子育て支援課＞〔再掲〕
- ⑦ 病気のため保育所等での保育が困難な子どもを病院・診療所等で預かる「病児・病後児保育」の実施を促進します。
＜こども子育て支援課＞〔再掲〕
- ⑧ 昼間、家庭に保護者がいない小学生を対象に、適切な遊びや生活の場を提供する「放課後児童クラブ」の設置を促進するとともに、ニーズに応じた開所時間を確保する等、サービスの向上を図ります。
＜こども子育て支援課＞〔再掲〕
- ⑨ 保護者の病気や買い物等の用事の際に、地域の人たちが会員制で子育てを助け合う「ファミリー・サポート・センター」の実施を促進します。
＜こども子育て支援課＞〔再掲〕
- ⑩ 主に乳幼児のいる親とその子どもが気軽に集い、交流や育児相談等ができる「地域子育て支援拠点」の設置促進や機能充実に努めます。
＜こども子育て支援課＞〔再掲〕

- ⑪ ひとり親の就業促進や子どもの健全育成に資するため、保育所への優先入所の取扱いの促進に努めます。併せて放課後児童クラブを優先的に利用できるよう取り組みます。

＜こども子育て支援課＞ [再掲]

- ⑫ 子育て支援など、さまざまな分野において活躍する高齢者グループ等を発掘し、地域の担い手となる高齢者を増やすとともに、地域のニーズと高齢者とのマッチングを行う仕組みづくりを各市町村レベルで構築します。

＜高齢者福祉課＞

- ⑬ 介護従事者の養成等、介護負担の軽減に向けた介護支援策を充実します。

＜高齢者福祉課＞

【指標及び目標値】

指 標	計画策定時の数値		目標値 (平成 32 年度)
	(年度)		
次世代育成支援対策推進法に基づく認定企業数	26	18 社	50 社
病児・病後児保育実施施設数	26	20 か所	32 か所

ストレスチェック制度

「ストレスチェック制度」とは、ストレスに関する質問票（選択回答）に労働者が記入し、それを分析することで、自分のストレスがどのような状態にあるかを調べる簡単な検査です。

労働安全衛生法が改正され、労働者が 50 人以上の事業場では、平成 27 年 12 月から、1 年以内ごとに 1 回、定期的にこの検査をすべての労働者に対して実施することが義務づけられました。

労働者が自分のストレス状態を知ること、ストレスをためすぎないように対処したり、ストレスが高い状態の場合は医師の面接を受けて助言をもらったり、職場の改善につなげたりすることで、労働者のメンタルヘルス不調を未然に防止する取り組みです。

ストレスチェックの結果は本人に直接通知し、本人の同意がない限りは事業者には提供しません。

基本目標Ⅲ 女性の活躍の推進

重点目標4 活力ある農山漁村の実現に向けた男女共同参画の推進

【現状と課題】

- 女性の活動の場は、農林水産業、家庭、地域など幅広い一方で、子育てや介護などの役割の多くを女性が担うなど、固定的な性別などによる役割分担意識に基づく慣行や習慣が残存しています。
- 農業就業人口の半数を女性が占めるなど、女性は農林水産業の振興、経営の発展や地域の活性化において重要な役割を果たしています。
- 地域ビジネスの展開や新産業の創出を図る「6次産業化」の進展に伴い、女性の能力の発揮による活躍がますます期待されています。
- 仕事と生活が調和し、自らの生き方を自由に選択し、人生を設計・実現していけるよう男女共同参画社会の形成が求められます。
- 女性の経済的地位の向上のためには、女性の主体的な経営参画、家族の理解、経営上の位置づけの明確化及び就業条件・就業環境の整備が必要です。
- 女性の能力の発揮による経営発展のためには経営者としての自覚や意識の向上、生産技術、販売、労務及び財務などのマネジメント能力を高めていくことが重要です。
- 農林水産物の直売や加工、農漁家レストランなどの起業活動は女性の活躍の場となっていますが、経営規模の零細性、高齢化の進行、商品開発や販路開拓、加工技術の向上などの課題を抱えています。
- 農林水産業の生産だけでなく、直売や加工、ツーリズム、地産地消、食育、食文化の伝承など都市と農村との交流促進や農山漁村に魅力を伝える活動を行う女性の高齢化によるリタイアが危惧され、次代を担う女性の育成が求められています。
- 山村地域における経済活動の一翼を担っている森林組合が開催する研修会等へ参加することにより、山村地域住民の男女共同参画の意識を高める必要があります。
- 水産版経営塾「豊の浜塾」の女性卒業生や漁村女性起業化グループの代表等を指導漁業士に認定するとともに、大分県漁業士連絡協議会女性部会に所属し、女性の中核漁業者として漁村の活性化や担い手の指導に活躍しています。
- 研修会や意見・情報交換会など定期的を開催し、経営能力や企画力など更なる資質の向上を図っています。

【主な取組】

(1) 意識改革と政策・方針決定過程への女性の参画拡大

- ① 男女共同参画推進セミナーや農山漁村女性の日など多様な機会を捉えて、男女共同参画の理念を浸透させる行事を実施します。
＜農山漁村・担い手支援課＞
- ② 県農業協同組合中央会と連携を図り、新たな「食料・農業・農村基本計画」を踏まえた農村を支える女性の県域農業協同組合等への積極的な参画を指導します。
＜団体指導・金融課＞
- ③ 農業協同組合組織における男女共同参画の取組を促進するため、農業協同組合女性組織を対象に意識と行動の変革を促すための研修会開催等を支援することにより、女性が農協の意思決定に参画できる環境整備を支援します。
＜団体指導・金融課＞

- ④ 各農業委員会において、女性委員の登用が推進されるよう引き続き啓発等を実施します。
＜農地農振室＞
- ⑤ 山村の女性が、森林組合活動をはじめ地域の社会活動に参加できるよう、森林組合が開催する研修会等を通じて意識改革を図ります。
＜林務管理課＞
- ⑥ 男女共同参画型の漁村づくりを目指し、漁村女性が主体的に生産活動に参加するとともに、海の環境保全活動など健全な生活の場が保てる活動を推進できるよう研修会、学習会を通じて意識改革を図り、ネットワークを強化します。
＜水産振興課＞

(2) 女性の経済的地位の向上と就業条件・環境の整備

- ① 家族経営における主体的な経営参画と環境整備の取組として、経営方針や女性の経営上の位置づけ、就業条件・就業環境を明記した家族経営協定や夫婦による認定農業者の共同申請について普及啓発を図ります。
＜農山漁村・担い手支援課＞
- ② 経営の発展と経済的地位の向上のため、経営マインド、販売、労務及び財務のマネジメントに関する研修や先進地視察などを実施し、経営感覚に優れた女性の育成に努めます。
＜農山漁村・担い手支援課＞
- ③ 農林水産物の直売や加工、農漁家レストランなどの起業活動を行う女性に対して、多様な地域資源を使用した商品開発や加工技術、経営管理、マーケティングなどに関する研修を行い、経営の高度化・安定化を支援します。
＜農山漁村・担い手支援課＞
- ④ 経営や起業活動の発展、食文化の伝承、食と農・林・水産を結ぶ活動、消費者との交流活動などで活躍する女性を紹介し社会的な認知度の向上を図ります。
＜農山漁村・担い手支援課、水産振興課＞
- ⑤ 厳しい漁業実態を打開するため、大分県漁業士連絡協議会に女性部を設置するとともに、漁村活性化、担い手対策などテーマを設けた研修・検討会を実施し、県の施策や漁協の経営に反映させます。
＜水産振興課＞
- ⑥ 地域資源等を活用した起業化に向けた調査研究への取組を促し、各種団体(女性グループ)等の産業振興につながる持続可能な起業活動を、各振興局において迅速かつ柔軟にワンストップで支援します。
＜地域活力応援室＞

(3) 女性が住みやすく活動しやすい環境づくり

- ① 子育て世代の女性のスキルアップを支援するため経験豊富な女性からの知識や技術の継承、研修交流による資質向上とネットワーク化の促進及び子どもを連れて研修などに参加しやすい環境づくりを進めます。
＜農山漁村・担い手支援課＞
- ② 家族経営協定の普及啓発などを通じてワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）に配慮した働き方を推進します。
＜農山漁村・担い手支援課＞
- ③ 県漁業協同組合の女性部未加入者と後継者の育成に努め、若者が参加しやすい女性部活動を支援します。
＜水産振興課＞

- ④ NPO法人や各地域のグリーンツーリズム関係団体との協働により、農作業体験・農泊等のレベルアップに努めるとともに、観光・地域事業者と連携してツーリズムを一体的に推進します。
 <観光・地域振興課>

【指標及び目標値】

指 標	計画策定時の数値		目標値 (平成 32 年度)
	(年度)		
新たに認定する女性農業経営士数	27	0 人	60 人

おおいたA F F女性ネットワーク設立

平成 27 年 7 月 24 日、大分農業文化公園にて県内の農林水産業に携わる女性で構成する「おおいたA F F女性ネットワーク」を設立しました。

生活や経営の改善、起業活動、男女共同参画の実現などに取り組んできた 4 団体の活動成果をさらに飛躍させるために一本化したもので、「A F F」は、Agriculture（農業）、Forestry（林業）、Fisheries（水産業）の頭文字からとりました。

各振興局に支部も設置し、全域または地域レベルで、経営発展に関する知識・技術の習得、農山漁村の活性化のための交流活動、ワーク・ライフ・バランスの実現、社会的・経済的地位の向上及び農山漁村の男女共同参画の促進などに取り組む予定です。また若い世代の会員も増やし、その能力を発揮できる環境づくりやベテラン女性の素晴らしい“技術”や“知恵”を繋げていくことにも取り組みます。大分県では、女性たちが新たにスタートさせた本団体の活動を通じて、各々の夢や目標が実現できるように支援しながら、農山漁村における女性の活躍を進めます。



基本目標Ⅲ 女性の活躍の推進

重点目標 5 男女が共に支える地域づくりの推進

【現状と課題】

- 地域においては、高齢化・過疎化の進行、人間関係の希薄化や単身世帯の増加等の様々な変化が生じており、地域における役割を男女が共に担わないと立ち行かなくなる状況となっています。魅力ある地域づくりをしていくためには、地域活動における性別・世代の偏りを解消し、地域における男女共同参画を推進することがさらに重要となっています。
- 自治会活動においては、これまでも女性が様々な役割を担ってきましたが、方針決定の場への女性の参画は進んでいません。性別にとらわれず、自治会活動の主導的役割を担うことができる環境づくりが必要です。
- 観光・地域づくり分野においては、県内各地に地域リーダーとして活躍している女性が増えています。今後も、地域の中での様々な取組に男女が共に参加していけるよう女性リーダーの育成や情報発信を行うことが大切です。
- 防災分野については、地域防災計画等で男女共同参画の視点が盛り込まれており、これを着実に実施が必要です。特に、過去の被災時の教訓から、男女のニーズの違いを把握した避難所運営等の災害復興分野における女性の参画を推進する必要があります。
- 高齢者宅への防火訪問や災害時の避難所運営等における子どもや女性のニーズの把握等、女性目線に立ったきめ細やかな配慮が求められています。
- 環境分野では、3Rの推進や環境保全活動など、これまで県民総参加で取り組んできた「ごみゼロおおいた作戦」の成果をいかし、さらに高みを目指した地域活性化型の「おおいたうつくし作戦」を推進します。
- 喫緊の課題である地球温暖化対策として、持続可能な低炭素社会づくりを推進するためには、県民一人ひとりの環境に関する意識を高め、主体的に行動することが求められています。
- 男女が共に参加する環境保全活動を一層推進し、実施にあたっては学校や地域、NPOなどあらゆる主体と連携しながら、環境分野における男女共同参画を推進する必要があります。

【主な取組】

(1) 地域における男女共同参画の推進

- ① 男女が共に地域活動に参加できるよう、地域におけるNPO活動を活性化し持続発展させるため、人材の育成や活動資金の確保、事業実施能力向上のための支援を実施します。また、NPOと社会貢献活動に関心のある企業の相互理解を深めるための出会いの場を設けるなど、NPOと企業の交流を促進します。 <県民生活・男女共同参画課、関係課・室>
- ② 地域活動、NPO活動等で輝いている女性個人、女性団体を顕彰し、女性活躍の身近なモデルを示すことによって男女共同参画社会実現のための機運を高めます。 <県民生活・男女共同参画課、関係課・室>
- ③ PTA、自治会など地域における多様な政策・方針決定過程への女性の参画拡大を図ります。 <県民生活・男女共同参画課、社会教育課、市町村振興課、関係課・室>

- ④ 女性の参画や多様な年齢層の参加を推進するため、地域住民による自主防犯ボランティア活動に対する支援を充実するとともに、連携強化に努めます。 <生活安全企画課>

(2) 地域おこし・まちづくり・観光分野における男女共同参画の推進

- ① 観光・地域づくりに男女が共に参加するよう、研修会等を通して人材育成・ネットワーク化を図るとともに、地域活動における参画事例を情報発信することにより、他の地域・団体の活動への女性の参画を促進します。 <観光・地域振興課>
- ② 地域における活動の促進に資するため、女性の人材・団体情報の収集・整備・提供を行います。 <県民生活・男女共同参画課、関係課・室>

(3) 防災・災害復興分野における男女共同参画の推進

- ① 防災アドバイザー派遣制度等を活用して、女性が地域の防災活動に参画しやすい環境を整えながら、女性消防団と連携して地域の防災体制づくりを推進します。 <防災対策室>
- ② 避難所の運営や避難生活者のニーズ把握には女性のきめ細かな視点が必要です。引き続き市町村と連携して、女性防災士の積極的な育成とスキルアップに取り組みます。 <防災対策室>
- ③ 防火訪問や災害時の避難所運営等において、子どもや女性のニーズの把握等、女性目線に立ったきめ細やかな配慮ができる女性消防団員を確保するための取組を推進します。 <消防保安室>
- ④ リーフレット「女性の視点からの防災対策のススメ」を活用します。 <防災危機管理課、県民生活・男女共同参画課>
- ⑤ 避難所における女性被災者に対する支援について、女性警察官の能力や特性を活用します。 <警備第二課>

(4) 環境分野における男女共同参画の推進

- ① 男女が共に参加して地域活性化につながる環境保全活動を推進し、県民の環境保全意識の更なる醸成と持続可能な基盤づくりに取り組みます。 <地球環境対策課>

【指標及び目標値】

指 標	計画策定時の数値		目標値 (平成 32 年度)
	(年度)		
「男女共同参画」を活動分野としている NPO法人の割合	26	12.6%	15.0%
女性消防団員の割合	26	1.4%	3.0%

女性防災士の活躍事例

災害に備えた食料や生活用品の備蓄などの対策や、災害時の避難生活者への支援においては、男女のニーズの違いへの対応や高齢者、乳幼児、妊婦などへのきめ細かな配慮が不可欠であるなど、女性の視点からの防災・減災対策が極めて重要です。

女性防災士の活躍例としては、「うすき女性防災士連絡協議会」の活躍が活発です。協議会は平成 25 年 8 月に結成され、現在、100 名の会員でさまざまな取組を行っています。

これまで、被災者に必要なケアについての避難所研修を継続的に実施しているほか、段ボールを活用した段ボールトイレ作りに取り組んできました。さらに、災害から「子ども」「家族」「地域」を守るための事前防災対策の大切さを伝えるため、女性の視点で考えたハンドブックを作成し普及啓発に努めています。

3 推進体制

この計画の取組は、さまざまな分野にまたがっており、これらの取組を総合的かつ効果的に推進するため、県の推進体制の充実・強化及び男女共同参画の拠点施設としての消費生活・男女共同参画プラザ（アイネス）の機能強化を図ります。

また、市町村の推進体制の整備充実、企業、NPO、地域団体等との連携・協働を図り、全県的な広がりをもって、男女共同参画社会の実現に向けて社会のあらゆる分野における取組を進めていきます。

(1) 県の推進体制

- ① 大分県男女共同参画推進本部の機能を十分に発揮し、大分県男女共同参画推進条例及びこの計画に基づく施策を総合的かつ効果的に推進します。
- ② 大分県男女共同参画審議会において、この計画の策定・変更について調査審議し、県民及び事業者からの申出等の処理、男女共同参画の推進に関する重要な事項について、知事の諮問に応じて答申し、及び知事に建議します。
- ③ 大分県男女共同参画審議会に男女共同参画苦情処理委員を置き、県民及び事業者からの苦情等の申出に係る事項を専門的に調査し、又は処理します。
- ④ 職員が男女共同参画の理念を理解し、率先して男女共同参画を推進できるよう研修を行います。

(2) 消費生活・男女共同参画プラザ（アイネス）の機能強化

- ① 男女共同参画に関する講座や啓発事業を実施するとともに、市町村等が行う啓発のモデルとなるような事業づくりを進めます。
- ② 男女共同参画社会の実現に必要な情報を収集・整理し、活字や映像、インターネット等多様な媒体を活用して提供します。
- ③ 男女共同参画社会の実現に向け、個人や団体・グループ、企業等への交流の場の提供や自主的な活動の支援を行うとともに、県民参加型行事の充実を図ります。
- ④ 地域における課題解決や実践的活動につながる知識習得、各地域における人々の課題の把握・解決のための情報提供、人材の発掘・育成などを行います。
- ⑤ 女性が抱えるさまざまな問題や悩みの相談にジェンダー（社会的性別）の存在に気づく視点を持って対応します。また、問題解決に向けて相談者のエンパワーメントを支援する講座を実施する等相談事業の充実を図ります。
- ⑥ 専門性を備えた職員を配置する等、男女共同参画の拠点施設として体制整備を図るとともに、関係機関との連携・協働による取組を行います。

(3) 市町村の推進体制の整備促進

- ① 市町村に対し、「男女共同参画」や「女性」等を名称に冠し、主として男女共同参画を担当する課・室等の設置や計画の策定、条例の制定等、推進体制の充実整備を働きかけます。
- ② 市町村に対し、情報提供、研修機会の提供を行うとともに、広報・啓発活動について連携強化を図ります。
- ③ 市町村長や管理職に対し、市長会や研修会等を通じて、男女共同参画社会実現への理解が深まるよう働きかけます。

(4) 国・関係機関・NPO・企業等との連携・協働

- ① 男女共同参画社会の実現に向け、国と一体となって連携・協働して取組を推進するとともに、地域の実情を適宜情報提供し、必要に応じて全国知事会等のあらゆる機会を通じて国に対して提言・要望等を行います。
- ② 女性が輝くおおいた推進会議、関係機関、NPO等の民間団体、企業等がそれぞれの立場で男女共同参画の推進に主体的に取り組むよう働きかけるとともに、地域における多様な主体との連携・協働を強化することを促進します。
- ③ NPO等の民間団体に対し情報提供や情報交換等を進めるとともに、特に「男女共同参画社会の形成の促進」を図る活動を行うNPOの育成と連携・協働を強化します。

(5) 計画の進行管理

- ① 計画の着実な推進を図るため、計画の進行管理は大分県男女共同参画推進本部が行い、設定された指標及び目標値等により男女共同参画の推進状況や関連施策の実施状況を把握します。
- ② 毎年度、男女共同参画の推進状況等について報告書を作成するとともに、各年度における関連事業計画をまとめ公表します。

【指標及び目標値】

指 標	計画策定時の数値		目標値 (平成 32 年度)
	(年度)		
「大分県消費生活・男女共同参画プラザ (アイネス)」の周知度	26	55.7%	100%
男女共同参画・女性等を名称に冠した主として男女共同参画を担当する課・室等を設置している市町村の割合	27	11.1%	33.0%

4 女性活躍推進法に基づく都道府県推進計画

(1) 女性活躍推進法の目的

「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（平成27年9月4日施行。以下「女性活躍推進法」という。）はその目的を以下のように規定しています。

第一条（目的）

この法律は、近年、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性がその個性と能力を十分に発揮して職業生活において活躍すること（以下「女性の職業生活における活躍」という。）が一層重要となっていることに鑑み、男女共同参画社会基本法（平成十一年法律第七十八号）の基本理念にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進について、その基本原則を定め、並びに国、地方公共団体及び事業主の責務を明らかにするとともに、基本方針及び事業主の行動計画の策定、女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置等について定めることにより、女性の職業生活における活躍を迅速かつ重点的に推進し、もって男女の人権が尊重され、かつ、急速な少子高齢化の進展、国民の需要の多様化その他の社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することを目的とする。

(2) 女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針

女性の職業生活における活躍を推進する上での基本的方向等を示すため、推進法第5条に基づく国の基本方針が、平成27年9月25日に閣議決定されました。これによると、推進法の対象は「正規雇用、非正規雇用といった雇用形態、自営業等の就業形態に関わらず、既に働いている女性は当然のこと、これから働こうとしている女性も含め、自らの希望により、働き又は働こうとするすべての女性」としています。また、「女性の職業生活における活躍の推進によって目指すべき社会」を以下のように表現しています。

～就業希望など働く場面における女性の思いを実現する～

トップの意識改革や男女を通じた働き方の改革を進め、仕事と家庭を両立できる環境を整備することなどにより、就業を希望しているものの育児・介護等を理由に働いていない約300万人に上る女性の希望の実現が図られる。また、責任ある地位での活躍を希望する女性の割合が高まり、女性の登用が促進される。

このように、働きたいという希望を持ちつつも働いていない女性や職場でステップアップしたいと希望する女性等、自らの意思によって働き又は働こうとする女性が、その思いを叶えることができる社会、ひいては、男女がともに、多様な生き方、働き方を実現でき、ゆとりがある豊かで活力あふれる、生産性が高く持続可能な社会の実現を図る。

(3) 都道府県推進計画

さらに、推進法第6条第1項では「都道府県は、基本方針を勘案して、当該都道府県の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（以下この条において「都道府県推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。」としています。本県ではこの「都道府県推進計画」の策定については、国の基本方針の考え方及び事業体系を勘案しながら、第4次おおいた男女共同参画プランと一体のものとして策定します。国の基本方針の事業体系と、第4次おおいた男女共同参画プランでの反映状況を表すと次頁のとおりとなります。

(参考)都道府県推進計画として位置づける「第4次おおいた男女共同参画プラン」の該当部分参照表

推進法	基本方針(推進法第5条)	「第4次おおいた男女共同参画プラン(素案)」
基本方針等 策定	国の基本方針	(都道府県推進計画) 推進体制(53p) 基本目標Ⅰ-重点目標2(20p) 基本目標Ⅰ-重点目標2(20p)、推進体制(54p)
	都道府県等推進計画	
事業主 行動計画等 策定	一般事業主行動計画	基本目標Ⅲ-重点目標2(39p) 基本目標Ⅲ-重点目標2(39~40p)、基本目標Ⅲ-重点目標4(47~48p) 基本目標Ⅱ-重点目標1(28p)、基本目標Ⅲ-重点目標2(40~42p) 基本目標Ⅲ-重点目標2(40p)、基本目標Ⅲ-重点目標4(47p) 基本目標Ⅲ-重点目標2(40p)、基本目標Ⅲ-重点目標4(47~48p) 基本目標Ⅰ-重点目標4(24p)、基本目標Ⅲ-重点目標2(39~40p)
	特定事業主行動計画	
支援措置	基本原則	基本目標Ⅲ-重点目標2(39p) 基本目標Ⅲ-重点目標2(39~40p)、基本目標Ⅲ-重点目標4(47~48p) 基本目標Ⅱ-重点目標1(28p)、基本目標Ⅲ-重点目標2(40~42p) 基本目標Ⅲ-重点目標2(40p)、基本目標Ⅲ-重点目標4(47p) 基本目標Ⅲ-重点目標2(40p)、基本目標Ⅲ-重点目標4(47~48p) 基本目標Ⅰ-重点目標4(24p)、基本目標Ⅲ-重点目標2(39~40p)
	4 希望に応じた多様な働き方の実現に向けた支援措置	
	・非正規雇用における雇用環境等の整備	
	・女性の登用促進のための支援	
	・再就職支援	
	・起業・創業支援	
	・女性の参画が少ない分野での就業支援	
	・キャリア教育等の推進	
	5 職業生活と家庭生活の両立のための環境整備	
	・職業生活と家庭生活の両立に向けた子育て支援環境の整備	
・長時間労働の是正・休暇の取得促進		
・職業生活と家庭生活の両立に向けた企業の取組促進		
・柔軟な働き方の推進		
・男性の意識と職場風土の改革		
・ハラスメントのない職場の実現		
・職場の風土改革に効果的な人事評価制度の検討		
情報の収集、 整理及び提供	6 情報の収集・整理・提供及び啓発活動	基本目標Ⅰ-重点目標2(20p)、基本目標Ⅲ-重点目標2(36、40p)
職業指導等の措 置	7 相談体制の構築	基本目標Ⅲ-重点目標2(41p)
受注機会の増大	8 積極的に取り組む企業に対するインセンティブの付与	基本目標Ⅲ-重点目標1(36p) 基本目標Ⅲ-重点目標1(36p) 基本目標Ⅲ-重点目標2(39~40p) 基本目標Ⅲ-重点目標1(36p)
協議会設置	9 多様な主体による連携体制の構築	基本目標Ⅰ-重点目標2(20p)、基本目標Ⅲ-重点目標1(36、40p)
	・地域の実情及び住民ニーズの把握	

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(女性活躍推進法)